

第五十八回
参議院農林水産委員会會議録第十三号

四十二年五月九日(木曜日)
午前十時四十九分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

土屋 義彦君
杉原 荒太君

補欠選任

森 八三二君
堀本 宜実君

辞任

田村 賢作君
温水 三郎君
佐藤 隆君

補欠選任

大竹平八郎君
江藤 智君
赤間 文三君

辞任

大竹平八郎君
江藤 智君
赤間 文三君

補欠選任

田村 賢作君
温水 三郎君
鬼丸 勝之君

出席者は左のとおり。

委員長

和田 鶴一君

理事

高橋雄之助君
任田 新治君
川村 清一君
中村 波男君
宮崎 正義君

委員

青田源太郎君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
温水 三郎君
野知 浩之君
山崎 齊君
武内 五郎君

衆議院議員

議長

達田 龍彦君
鶴岡 哲夫君
村田 秀三君
浅井 亨君

國務大臣

農林大臣 西村 直己君

政府委員

農林大臣官房長 檜垣徳太郎君
農林省畜産局長 岡田 寛夫君
食糧庁次長 田中 勉君
水産庁長官 久宗 高君

事務局側

常任委員会専門員 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○連合審査会に關する件
○魚価安定基金の解除に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に關する調査
(飲用原料乳の價格対策等に關する決議の件)
(汚染米対策に關する件)

○競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(和田鶴一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、連合審査会に關する件についておはかりいたします。

都市計画法案及び都市計画法施行法案の兩案について、建設委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和田鶴一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(和田鶴一君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

〔速記中止〕

○委員長(和田鶴一君) 速記を起こして。

○委員長(和田鶴一君) 魚価安定基金の解散に關する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。西村農林大臣。

○國務大臣(西村直己君) 魚価安定基金の解散に關する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

御承知のように、魚価安定基金は、昭和三十六年に、当時のサンマその他の多獲性魚の生産及び流通をめぐり諸事情の推移にかんがみ、漁業生産調整組合、水産業協同組合等がこれら多獲性魚の價格安定のため自主的に進めようとした事業につき助成することを目的として、同年八月に施行された魚価安定基金法による特殊法人として設立されたものであります。

その後の魚価安定基金の運営状況を見ますと、昭和三十六年、三十七年及び四十年には、助成対象魚種たるサンマの價格が暴落したため、同基金による交付金の交付が行なわれ、魚価の安定のために相応の寄与をしてきたのであります。しかしながら、この助成対象魚種がサンマ以外の多獲性魚にまで拡大されるに至らず、また、サンマにつきましても、近年その漁獲量が漁海況の変動等により大幅に減少していること、水揚げ地における冷凍保管、輸送施設等の処理能力も相当程度整備されてきていること等のため、サンマの價格が

暴落して同基金が機能するという事態も少なくなくなり、特殊法人として魚価安定基金を設立した当時と今日の事情とは著しく異なつてきております。

このような多獲性魚の生産及び流通をめぐり諸事情の変化にかんがみまして、特殊法人の整理統合に關する政府の方針に沿って、この際特殊法人たる魚価安定基金を解散することとし、これに伴い同基金の清算の手續及び剰余財産の帰属について定める等の必要からこの法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、魚価安定基金は、この法律の施行の時に於いて解散することといたしております。なお、この法律は公布の日から施行することとしております。

第二に、魚価安定基金の解散後における清算手續について、農林大臣による清算人の任命、清算人の行なうべき職務、清算事務の監督等につき所要の規定を設けることといたしております。

第三に、清算人は、魚価安定基金法の規定により剰余財産を分配した後なお剰余を生じたときは、これを魚価安定基金の目的に類似する目的のために処分することができるとする等、剰余財産の帰属についての規定を設けることとしております。

第四に、以上のほか、關係法律の規定等につきまして所要の整備を行なうとともに、必要な経過措置を定めることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(和田鶴一君) 次に、補足説明及び資料説明を聴取いたします。久宗水産庁長官。

○政府委員(久宗高君) 魚価安定基金法の解散に

関する法律案の提案理由につきまして補足して御説明申し上げます。

本法案は、提案理由で御説明申し上げましたとおり、魚価安定基金の解散及び清算に關して定めることとしておりまして、法案の内容といたしましては、第一には、魚価安定基金の解散の時期、第二には、魚価安定基金の解散後における清算手続、第三には、剰余財産の帰属、第四には、関係法律の規定等についての所要の整備及び経過措置について規定いたしております。

以下その細目につきまして若干補足いたします。

まず第一に、魚価安定基金の解散の時期についてでございますが、これは第二条に規定しております。特殊法人の整理統合に關する政府の方針に沿って、この法律の施行の時期において解散することとしたしております。この法律の施行のときは、附則第一条に規定しておりますように、公布の日といたしております。

第二に、魚価安定基金の解散後における清算手続についてであります。これは第三条から第六条まで及び第八條から第十條までに規定しております。清算事務を適正に行なわせるため、農林大臣は清算人を任命し、清算人は基金の財産の現況を調査するとともに、農林大臣の定める清算計画に従って清算を行なうこととしております。この場合、財産目録等の作成や基金の財産の処分等、基金の財産の管理、処分に關する行為については、農林大臣の承認ないし認可を受けることとしております。

第三に、剰余財産の帰属についてであります。これは第七條に規定しております。清算人は、魚価安定基金法第四十三條第一項及び第二項の規定により、剰余財産を各出資者に対し、出資額を限度として、出資額に應じて分配した後に剰余を生じたときは、これを基金の目的に類似する目的のために処分することができることとし、なお処分されなかつた剰余財産は、国庫に帰属することとしております。

第四に、関係法律の規定等についての所要の整備

備及び経過措置についてであります。これは附則第二条以下におきまして規定しており、附則第二条で魚価安定基金法を廃止するとともに、関係法律の規定等について必要な整備を行なうこととしております。経過措置としては、解散後の清算所得等についての所得税、法人税等の非課税措置を講じております。

以上をもちまして、魚価安定基金の解散に關する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

引き続きまして、お手元にお配りしております資料につきまして若干御説明をしておきます。

「魚価安定基金の解散に關する法律案参考資料」という横書きのものが配付されております。

一ページをお開きいただきますと、こは基金の概要が出ておまして、すでに御承知でございますので省略いたしますが、一番下のところに年度別事業実績が出ておまして、後に漁獲高のところで申し上げますが、三十六年に達したところで申し上げますが、三十六年に達したところで申し上げますが、その後漁獲の事情の変化によりまして開店休業ということにならざるを得なかつた事情がここに出ておるわけであります。

二ページは、基金の組織——役員、職員の関係でございますが、ごらんのとおり最小限度の組織でやっております。三ページは、生産の推移と価格の経過が各種の多獲性魚について書いてございまして、問題のサンマは一番しまいから二番目の欄に出ておまして、三十三年、四年当時約五十万トン程度近いものがあつたのでありますが、三十六、七年に約四十万トン台、それ以降急速に減りまして、二十万トン台に減少いたしております。価格もそれに沿つて若干の大きな変化があるわけでございまして、

四ページをお開きいただきますと、その間にけるサンマ漁船の年次別階層別の隻数の変化が書いてございまして、一番下の欄をごらんいただきますと、隻数にいたしまして三十三年当時は約千九百隻ございましたものが四十年には隻数では約半分になつております。平均トン数といたしまして

ては五十トンぐらいのものが六十三トンに上がつておるわけでございまして、隻数は非常に減つておるわけでございまして。

それから、五ページはかすでございまして、サンマの漁獲高と照應いたしまして、左の欄をごらんいただきますと、三十七年以降のかすの関係も非常に減つてきております。それに対応いたしました価格関係が右の表に出ておるわけでござい

ます。六ページは、年次別の冷蔵施設の能力がどのくらいに當時と変わつてきておるかというのを御参考までに掲げたわけでございまして、これをくら

べていただきますと、三十三年と四十一年を比較していただきますと、一番上のSAと申しますのは、御承知のとおり二十度以下にできる装備でござ

いますが、これなどは工場敷にいたしまして約七倍、能力にいたしまして約十倍ということと相当整備が進んだわけでございまして、一番下の冷蔵の計

のところをごらんいただきますと、工場敷におきまして、また能力におきまして相当の整備がこの期間においてできたことを示しておるわけでござ

います。一番最後の段には凍結関係の数字を御参考のためにあげておいたわけでございまして、

簡単でございまして、資料といたしましては以上のようなものでございまして。

○川村清一君 ただいま資料の説明をいただきましたが、これに追加して資料をいただきたいと思

いますので、ちょっと要求いたします。

まず、三ページ「多獲性魚の年次別漁獲量、生産額および価格」の一覧表がございまして、これにスケソウダラを入れていただきたい。これにはイワシ、アジ、サバ、サンマ、スルメイカとありますが、スケソウダラがないので入れていただきたい。

ら、それと、さらに四十三年度の生産計画、これをひとつわかるように出していただきたいと思

います。それから、この基金を解散いたしますね。必然的に財産を処分いたしますね。財産をどうふう

に処分されるのか、その考えられておる構想、それがこれに出ておりませんので、それをひとつお示しいただきたいということ。

それからこれは白書でも出ておるのですが、北洋底びき、北洋の底びきの隻数の推移、これは

年々大臣許可数がふえていつておりますが、その推移、それからトン数がずいぶん大型化されて

いつていますね。そのトン数の推移がわかるよう

な一覧表。それから、北洋の底びきによるスケソウダラの生産の推移、こういつたことがわかるよう

な資料をひとついただきたいと思います。それから基金の役員の氏名、これを出していただ

きたい。○宮崎正義君 私のほうからお願ひしたいのは、ソ連のサンマ漁船がいつどのくらい日本の近海のほうに來ているか、それでその量の推移がわかれ

ばその量、その与えられた日本の影響性、そういうものがわかれば幸いだと思います。

○政府委員(久宗高君) いま御要求のございました資料につきましては、至急調査いたしまして御提出いたしたいと思います。

り、その再生産を確保する制度が確立されている一方、飲用原料乳価格については、取引当事者間の自由な価格形成によって適正な価格水準の形成を図ることとなっている。

しかし、飲用原料乳については、現状は、必ずしも所期の通りの価格形成が実現しがたい事情にあるので政府は、飲用原料乳についても、下記にもとづき、適切な措置を実施し、新鮮な牛乳の消費を促進する措置を講ずべきである。

記

一、飲用原料乳生産地域の生乳の再生産確保を基本として、飲用原料乳取引指導価格をきめ、これを基準として、取引価格が形成されるよう指導する制度等価格支持に関する各種制度を速かに検討すること。

二、当面の飲用乳の価格交渉については、政府は、適切な飲用乳価格の形成が実現するよう指導あつせんに努めること。

三、還元乳の増大が、国内飲用原料乳の価格圧迫と生産停滞をもたらすおそれがある状況にかんがみ、つぎのような措置を検討すること。

(イ) 還元牛乳の販売が漸減するよう適切な措置を講ずること。

(ロ) 加工乳については、生乳以外の他物が混入されていることを消費者が充分に識別できるように適切な表示制度を講ずること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(和田鶴一君) おはかりいたします。中村君提出の飲用原料乳の価格対策等に関する決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(和田鶴一君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、西村農林大臣から発言を求められておりますのでこれを許します。

○國務大臣(西村直己君) ただいまの御決議に対して、内容を十分検討の上善処をいたしたいと存じます。

○委員長(和田鶴一君) 競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。発議者衆議院議員草野一郎平君。

○衆議院議員(草野一郎平君) ただいま議題となりました競馬法の一部を改正する法律案について、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり現在行なわれております地方競馬は、競馬法第一条に基づき、都道府県または指定市町村がそれぞれ施行者となって施行しておりますが、このうち指定市町村は、著しく災害を受けた市町村またはその区域内に地方競馬場がある市町村に限られ、しかも財政上の特別の必要を考慮して、自治大臣が農林大臣と協議の上、指定するたてまとなつております。

地方競馬についてのこのような規定は、昭和三十七年の競馬法の一部改正によって設けられたものでありますが、改正法律には、その附則において、「この法律施行の際、現に指定を受けている市町村は、昭和四十年三月三十一日までは、改正後の第一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす」との経過規定が設けられ、さらにこの期限は、昭和四十年三月再び三年間延長されて、昭和四十三年三月三十一日まで従来の指定市町村の地方競馬施行権が認められてきたのであります。

しかし、本年三月三十一日をもってこの経過期間が満了し、これまで附則第七条によって競馬を施行してきた市町村は、新たに競馬法第一条第二項によって指定を受けられない限り、今後は競馬の施行はできなくなつたわけであり、

もちろん、地方競馬の制度改正以来すでに六年を経過し、経過措置として十分な期間であつたわけであり、その事情について考慮いたしま

すと、競馬を施行してきましたこれら市町村の財政事情は、その多くは、大都市あるいは大都市周辺都市または地方中心都市に位置しており、人口の急増に伴う公共投資等の財政需要はきわめて旺盛で、多額の財源を必要としており、しかもこれら財源のうちを占める地方競馬の収益の割合は毎年度かなりの比率を占めてきているような状況にあり、

したが、いま、指定市町村から地方競馬の開催による収入を全く絶つことは、これら市町村の財政に衝撃を与え、各種施策の遂行に支障を来すことも予想されるのであります。

したが、いま、附則第七条に規定する市町村で経過措置期間の経過により本年四月一日以降競馬を施行できなくなつた市町村につきまして、暫定的、段階的に収入の激変を緩和する措置を講ずることが必要であると思はれるのであります。

以上のような趣旨から、昭和四十二年度限りで地方競馬施行権を失つた指定市町村につきましては、地方競馬の施行の廃止に伴う急激な財政上の影響を緩和するため、競馬法第二十三条の三の規定にかかわらず、都道府県は、農林大臣の指定を受けて開催した競馬の収益の一部をこれら市町村に交付することができるよう措置することとしたのであります。

また、東京都の特別区につきましては、特別区の特殊性にかんがみ、地方競馬場の存在する特別区以外の特別区につきましても、当分の間、競馬場の存在する市町村とみなして地方競馬の施行権能を与えることが必要であり、かつ実情に沿ふものと考えられますので、これらの特別区に対しては、

も施行権を与えることとしたのであります。なお、衆議院農林水産委員会におきましては、このような原案に対し、民主社会党委員の動議により、都道府県の開催する競馬の収益の一部をこれら市町村に交付することができるよう期間を、一カ年間短縮して二カ年間とするよう修正がなされた次第であります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

○委員長(和田鶴一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(和田鶴一君) 速記を起こして。

午前十一時十四分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長(和田鶴一君) これより委員会を再開いたします。

魚価安定基金の解散に関する法律案を議題といたします。

本案に対し質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎正義君 魚価安定基金の解散に関する法律案について若干お伺いしたいと思います。

まず最初に、四月十七日の衆議院の農水の時長官がこういふ御答弁をなさつておられる。「漁況が相当大幅に変わつて、発表当時予想しておりましたような形の運用にならないまま今日に至つたわけでございます。さうな観点で、私も」といふわけで、この問題をどう処理すべきか検討いたしておつたわけでございますが、ただいま特殊法人の整理問題も出てまいりましたので、両方考え合わせまして、この際一応この問題につきましては廃止をいたしまして、さらに本格的な将来の対策を考えたいという気持ちで提案をいたしておる次第でございます。と、こういうふうにならぬかと、さういふ趣旨で、私の伺いたいことは、その解散後の将来の価格安定対策ということを立てられてから、当然この本案の行方なども考えるべきじゃなかつたかと思つておるわけですが、まず最初にこの点について御答弁をお願いいたします。

○政府委員(久松高君) 衆議院におきまます審議におきまして、その点いろいろ御指摘があつたわけでございますが、サンマに限定して考えますと、

御承知のように基金の発足以来海況が非常に変化をいたしまして、大体二十万トンをちよつと上回る程度の計画をいたしておたわけでございまして、したがって、諸般の情勢から考えまして、ここ当分の間サンマそれ自体につきましてその基金を発足せました当時のような大漁獲が全般的に起こるということとは比較的预期しにくく、さうに考えましてまた基金自身がいろんな経緯で特殊な魚種に限定せざるを得ない形になっておりましたために、私どもといたしましては、サンマそれ自体を対象といたしますと、いまのようなかまえてそのまゝ統けるよりは、これを一たん打ち切りまして、サンマも含めまして多獲性魚につきましての本格的な対策にとりかかるべきだというふうに考えて踏み切ったわけでございまして、したがって、サンマにつきましても、もちろんこれはある時期、しかも非常に局地的には若干大漁獲的な現象も起こり得るかと思ひますが、この際におきましては、調整組合におきまして機能を存続させまして、さうな対処のしかたで当面は過つてよからうというふうな考えで踏み切ったわけでございまして。

○宮崎正義君 調整機能のことにあとはゆだねていきたいというふうなことなんですが、あくまでも日本の漁業の全般的な考え方の上からいって、魚価の安定対策という面から、全体観の上から立つての考え方から当然こういふふうに進めるべきであるという一つの方針を定めて、それを指示すべきが私は当然じゃないかと思うのです。したがって、いまの御答弁によりますと、ゆだねてしまふというように私は聞いたのですが、それではまるで主客転倒したような形じゃないかと、こう考えるわけですが、どうでしょう。

○政府委員(久宗高君) ことが足りませんで申しわけございません。私が申し上げましたのは、この基金が発足いたしました当時、もちろんサンマに限定いたしませんで、魚価一般についての構想で出発したわけでございます。いろいろな経緯からサンマに限定した運用にならざるを得なかつ

たということでございます。したがって、サンマそれ自体につきましては、ただいま御説明いたしましたように、このような形で対処するよりも、もっとやはり本来の価格制限全般につきましての対策の一環として考えてよからう、しかも、その間に若干の時間的な余裕が現在の漁況の関係から見られるということでも踏み切ったわけでございまして、御指摘のように、魚価全般につきましては、確かにこの基金ができません際に、当委員会におかれまして、いろいろ附帯決議までつけられまして、いろいろな御注文がついたわけでございまして。一応私どもといたしましては、その附帯決議の趣旨に沿ひまして、個別には普及宣伝でございまして、あるいは加工施設の問題、あるいは保存施設の問題、それぞれの強化をはかつてきたわけでございまして。どうも根本的に考えてみますと、さうな個別な施策の総合性に欠けておつたというふうな反省せざるを得ない問題がございまして、これをぜひこの段階におきまして、他の条件も含めて総合的な対策を考えるべきだ、ある程度問題は煮詰めつつあるわけでございまして、この切りかえの際に具体的に御提示できないのを非常に遺憾とするわけでございまして。水産庁におきまして、昨年の秋以来、特別な班を設けまして、この問題、特に流通問題と関連いたしました総合対策について鋭意検討しておるわけでございまして。いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○宮崎正義君 この件につきましては、三十九年の九月には臨時行政調査会から、当面魚価安定基金を解散して、別に必要に応じて総合的な価格調整機構といふか、機構の設置を検討するということが適当と考えられるというふうな意見が出されておつたと思うのです。ついでまた二月でございまして、二月には行政管理局から、魚価安定基金をすみやかに解散して、生産調整及び流通調整の事業は漁業生産調整組合等にゆだねること、農水産物全般に関する総合的な価格調整機構の設置について価格安定施策の具体化のための早期

検討を行なうべきであるというふうなことがいわれているわけでありまして。したがって、これから考えましても、この当時にすでにやらなきゃならぬのが約四年でございまして、を経過しているという、この間の、検討し続けているというふうなことが、いま、さらにまたこの法案の廃止に伴つて、さらに特別の班をつくつて検討していただくというふうな結びつけて考えざるを得ないですが、当然三十九年から総合的な価格調整機構というもののなかから全般にわたる魚価の安定対策というものが当然今日まで考えていなきゃならなかつたのじゃないか、こう思ふわけです。この点についての経緯等どういふふうになっているのでしょうか。

○政府委員(橋垣徳太郎君) 行政管理局の観点から農林水産物の価格安定機構について全般的な統一な機構といふものを検討すべきであるという示唆があつたのは御指摘のとおりでございまして、その点につきましては、私どもも政府内部として意見の交換は自來やつてまいつたのでございまして、けれども、農畜産物、あるいは農水産物の価格の安定といふことは、それぞれ基本には農産物、畜産物、水産物の生産行政といふか、全般的行政の一環として運営される必要がある、そういう意味では性格の著しく異なる農産物、畜産物、水産物を統一的な単一の機構によつて運営をすることが適当であるかどうか、また可能であるかどうか、効率的であるかどうかという点については、実は農林省としては多分になお疑点を持たざるを得ない。そういう意味で、自來私どもも、たとえば畜産振興事業団というふうなものが中核的なものとしてというふうな示唆もございましたが、畜産振興事業団におきましては、指摘がございまして、自來輸入乳製品を含めた価格安定の制度でございまして、あるいは輸入牛肉を含めまして価格の安定のための操作でありますとかいふようなことを制度として改善はされてはまいつたのでございまして。ございまして、農畜産物、水産物を含めた単一の機構による価格安定ということにつ

いては、私どもとしてはなお問題が非常に多いというふうな考えておるのでございまして、むしろ水産物は水産物、畜産については畜産というふうなことで行政運営と一体となれるような機構といふことが筋ではなからうかということが現段階における私どもの考え方でございます。

○宮崎正義君 この提案理由の一つの中に、諸情勢の変化といふのは、最近の漁獲量の大増減といふものを指していると思うのですが、当時のサンマがとれてどうにもならなかつたという点から考えられてきているものを、この基金の目的としたと思うのですが、多獲性魚の価格安定といふものの魚種の面から考えていまして、この法律等は確かに生産者のほうに保護政策をしたというふうな感じを受けるわけです。消費者のほうにはさういふ価格はどんなふうにならうともかまわないう、生産者のほうの擁護のために考えられてきたんじゃないか、こういうふうな一面とられていたわけでは、この点もどうなんですか。

○政府委員(久宗高君) 確かにこの制度が発足いたしました当時の、たとえば消費者行政と言われるものに対する認識に若干欠けておつた点がないとは言えないと思ひます。ただ多獲性魚——サンマにいたしまして、当時四十万トン、五十万トン台というものが集まりました場合に、それを処理する能力がございせんために、相当むだにした経緯もございまして、しいて言へばさうなことが、当然消費者の食せんにのぼせ得るものをのぼせ得なかつたという問題もあらうかと思ひます。ございまして、価格の問題が入つてまいりましたので、受け取るほうとしては、生産者保護といふふうにお考えになるかもしれせんけれども、これはやはり多獲性魚をしかるべき配給ルートに乗せて消費者の食せんにのぼすという観点ももちろんあつたけれども、結果におきまして、この運用から見てもさうな点に非常に欠けるところがあつたというふうな考えておるわけでございまして、今後の問題といたしましては、当然

このような多獲性魚が有効に処理されるようなことという点になりますれば、産地におきます体制だけではございませんで、当然その中間の問題、また消費者に至りますまでのルートの問題、この問題を取り上げていく必要があるわけでございまして、別途御審議いただいております一連の卸売り段階以降の合理化につきましても、農林省といまして本格的に取り組みましておるわけでございます。

ただ、多獲性魚全般につきましてもの対策といたしましては、サンマをやってみました経緯から見まして、イカの場合、あるいはアジ、サバの場合におきましても、やり方はそれぞれ相当違うんじゃないかという問題がございまして、先ほど官房長から農林水産物全体をまとめてということは非常に問題があるというふうなお話があったわけでございますが、水産物それ自体につきましても、やはりものによりまして対処のしかたが相当違うのではないかとこの問題が一つ大きな問題であるように考えるわけでございまして、さような点をいま、一昨年度からでございますか、流通改善事業といたしまして、実験的な操作を一部やっているわけでございます。やりながら、いろいろな問題に気がついてまいりまして、それをもう少し干し上げまして、何らかの形で制度化したいと考えている次第でございます。

○宮崎正義君 昨年のこれは新聞記事によるわけですが、北海道で、オホーツク海のサンマがたいへんとれたわけですから、ところがちょうど悪いことには、室蘭本線ががけくずれで不通になりました。それで、しかも現地でははけなないためにだぶついてしまつて、そうして東京では、その当時三陸物が一匹約五十円から七十円の価格をしていました。ところが、いま言いましたように交通遮断になり、貨車輸送ができなくなった。そのためにただ同様で全村にやらなければならなかった。サマン一匹が八十円ぐらいでさばかなければいけないときに、それでも買手がいないというふうな状態になっていたことを、私はいま新聞記事を通

して、その当時のことを思い出すわけです。いずれにいたしまして、この基金制度がこういう事態におけるときに、組合の基金制度ですから、私が申し上げるまでもなく、入っていないければ当然対象にはならないといわれると思うのですが、このときの事情について、基金の立場ではどういふような考えをお持ちになったかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(久宗高君) いま御指摘のございました問題につきましては、たまたま私もテレビで拝見いたしました。まことに残念なことだと思つた記憶がございします。サンマにつきましては、この基金が発足いたしました当時は、いずれにいたしまして、これは集中いたしましたので、漁期前に運輸関係も含めまして相当突っ込んだ大会議がございまして、貨車の問題、あるいは配船の問題、相当協議いたしました対処してきたわけでございします。ずつと漁況があいまいな状態になりました。もちろん最近でも漁期前にはいたしておりましたけれども、発足当時のような非常に大げさな、そう大問題という形では必ずしも処理されていないところ、この問題が起つたようにも思ひます。ただ御指摘の点は、非常に室蘭線という特殊な形の中で起つた突発事故でございまして、サンマのみならず他の貨物につきましてもいろいろな支障があつたようにございしますが、制度といたしましては調整組合なりあるいは基金がその問題にすぐ対処できる形にはなっておりませんで、一応普通に漁獲がございまして、たまたま多獲性魚でございしますので、予定されておつた港灣に入つてまいります場合にも、処理能力をオーバーするといふ場合に、一部の方に他の港に回つていただく、それに対して裏打ちをするという制度になつておりますので、室蘭線の事故と関連して起つたものでした。さういふものに機敏に対応できる形に実はなつておらぬわけでございします。

さういふ意味で、局部的にはあのような事態が起つたのは非常に残念でございしますが、現在の場合には、制度自体にそれに対処する方法が実は

欠けているわけでございします。しいて申し上げれば、組合の内部におきまして、さういふ場合に、よそへ船を回せるような態勢があり得れば、あのような事態は避け得たのではないかと、いふうに実は考えられるわけでございします。ただ、今後の問題といたしましては、そういう問題を含めて何らか調整する方法がないかどうかという問題につきましては、検討させていただきたいと思つております。

○宮崎正義君 これは、こういう事態は、予測することは残念でございしても、これから起きる可能性は十分あるわけなんです。調整等の機構を十分にこれは研究をして、早くそういう事態のときには、抜本的な対策をすぐに政府が決断を下してやるべきが私はあたりまえだと思ひます。こういう意味合いにおきましても、先ほどお話がちょっと出ましたけれども、流通機構の問題等もこれは当然取り上げていかなければならない問題だと思ひます。

で、この流通機構の件につきましても、これから先ほどお話の中では、来年度市場関係の整備をやつてやりたいというふうなことをおっしゃつておられますけれども、すべてが、一つの事件が起き、一つの問題が起きてそれから考えられるというふうな行き方が今日まで繰り返されていると、私はそう思ひます。それでなくて、あらゆるものを総合した、包括した将来の行き方というものを考えなければならぬ。流通機構の問題におきましても、いまのようなことでも流通機構の態勢が整つておればすぐに船輸送をしていくとか等も考えられ、また冷凍魚などに変わっていくことも考えられていくというふうな当然ならなければならぬと思ひます。さういふ点についてのお考え方も一応承つておきたいと思ひます。

それよりどこにいたしましてやってみたわけでございます。先ほど申しましたように、どうもそれらの一連の施策の横の関連に若干欠けるところがあったのではないかと、いふうに思ひます。ございまして、ことばで申しますと非常に簡単でございますが、これは何と申しましてこの種の問題は総合的な対策が必要であらうといふことで、生産部面からあとの幾つかの流通の面につきまして組織的にそれを組み立てていく努力が必要であらう、そういうことを念頭に置きまして実はもう一度組み立て直しにかかつていふというのが現状でございます。

ただ、水産物でいまやっております実験でございますが、ある時期に冷凍魚を、多獲性魚を買ひましてそれを保管しておきまして調整に当たる、こういうやり方は実はやってみておるわけでございしますが、実はやってみますと非常にいろいろな難点がございまして、そういうような形を骨格にしてものを考えてよろしいのかどうか、この点若干実は疑問が起つてまいりまして、実はこの時期に間に合わせたいと思つて実験をしておつたわけでございしますが、もう少しこれを詰めてみたいと思ひまして、この切れ目にその案を軸にした将来の対策が実は出せなかつたわけでございします。

また一方、施設関係を見てもみますと、先ほどちょっと御説明いたしましたように、まだ必ずしも十分じゃございませんけれども、当時から見ますと相当充実はしてきておるわけでございします。が、個々に見ますと、倉庫の稼働率と申しますか、冷凍の稼働率といったものにつきましては必ずしも十全でない。そこでそれらのものをもう少し有機的に結び合わせて処理ができないものだらうかという問題が一つ大きく浮かび上がつてきておるよう思ひます。さういふ点で、もちろん私もいたしましては、なお産地におきます設備なり、消費地におきます設備なり、その充実をはからなければならぬと思ひます。が、やや個別にそういう施設を充実したにすぎませんで、その総合効果が発揮できていないという

ころがいま一つのポイントではないだろうか。そこをぜひ結び合わせる考え方をもう少し詰めてみたいというふうに考えておるわけでございます。なお全般といたしましては、漁獲高の推移から見まして、全体としては需要が非常に強い伸びをいたしておりますので、それにやはり対応できるように生産増強の体制を科学的につくる必要がございます。また産地におきましては、昨年御審議いただきました系統の末端組織が全国的に見ますと必ずしも十分ではございませんし、特に、経済行為という問題からやそれまして漁業権管理のほうにウェイトがあつたために一番末端のところを弱くわけてございますので、この辺のところをしっかりと固めることが、とらえた魚というものをルートにきちんと乗せて消費者のところまで持つてまいりますについて基本的には必要ではないか。ここが非常に弱いわけでございますのでそこをまずしっかりと固めたい、こう思つておるわけでございます。

○委員(長(和田鶴一君) 本案についての質疑は後刻に譲ることといたします。

○委員(長(和田鶴一君) 農林水産政策に関する調査として、汚染米対策に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮崎正義君 テレビや新聞等ですでに問題となつておりますカドミウムを含んでいるお米の件で、三井金属神岡鉱業所から出ている汚水が原因であるイタイイタイ病が公害として取り上げられたということは報道関係で知られております。そこで私二、三点お伺いしたいのは、富山米がそのイタイイタイ病の源であるというふうなことで配給を非常に辞退しているわけです。この対策についてどういふふうにお考えになつておるか。

○政府委員(田中勉君) お答えいたします。

富山県は富山米の生産県でございますので、相当量が消費地向けに発送されておるわけでござい

ますが、特に大きな発送向けの県といたしまして大阪、兵庫、京都、愛知、この辺に大体富山米が送られておるわけです。したがって、問題のカドミウムの汚染地帯の米と称される婦負郡婦中町の米は、現在政府が買つております総量が一万トン程度であるわけでございます。富山米全体の県外搬出量というものは約二十九万トンでございます。この問題の地帯の米は約一万トンといふことになっております。この米につきまして、この富山米の中の割合として京都なり大阪なり兵庫なり愛知なりの消費地に持つていかれると推定されるわけでございます。そこで、現在政府が持つておりますこの地帯の米、消費地において持つておるこの米の処理につきましては、いろいろ京都なりまた大阪方面から以前からこの地帯の米についてはどうなのかというふうな苦情があつてきていますことも事実でございます。この間におきまして、食糧庁といたしまして厚生省の総合的なこの地帯の公害調査を持つておたわけでございますが、昨日この厚生省の公式見解といたしまして、カドミウム汚染地帯で生産された米は配給米として食べても人体に影響がないというところが公式見解として発表されたわけでございます。しかしながら、消費地の大阪なり京都なりの地帯において苦情が出ておるということの現実もあるわけでございますので、そういう公式見解の発表は発表といたしましても、さしあたりのところ配給を一応停止いたしまして、今後これらの公式見解の発表の趣旨なり、そういうものを理解した上で今後の措置をはかつてまいりたいといふぐあいに考えております。

○宮崎正義君 この原因についてはいろいろ言われているわけですが、後日また私は農業問題についてはこの委員会でも取り上げてやっていきたいと思ひますが、くさい米、くさい米と言われるのは富山県ばかりではなくて、宮城県等の産出米の中にもくさい米、くさい米と今日まで言われておるものがある。その米に対する農薬の許容量というものは、まだこれはきめられておりませんし、

米麦等の許容量等もどの程度の毒性があるのかということも研究されている途上だと私思うのですが、日本人の主食である米に農薬が含有されているというふうなことになる。くさい米の中に、多くのものが、水銀とか、水銀剤などというものが含まれているということになりますと、これはえらい問題になると思うのです。したがって、この際私要求しておきたいことは、米に対する許容量を早く定めるべきでないか、許容量というものを早く制定して、そして明らかに国民全体にお知らせすべきじゃないかということをお伺いしておきたいと思ひます。

それから現地の人の心配していることは、高い米を食われるのじゃないかということをお伺いし心配しているわけですが、その点についてもはつきりしたことを伺つておきたいと思ひます。

それから神岡鉱山から農民に支払われている農作物の減収その他に対する補償金というものが毎年三万から十萬出されておるのをこれを県でピンはねしてというふうなことも言われているのですが、この神岡鉱山から農民に対する補償金というものは今日まで出ておりますかどうか、この三点について。

第一点は、農林大臣から、今後農薬の許容量をどのように検査していくか、どのように対処していくか、農薬に対する被害、加害、そういうものの所信を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(田中勉君) いまのお尋ねの点でございますが、また後ほど大臣から答えられるかと思ひますが、くさい米とくさい米というお話でございます。異臭米と私ども食糧庁では申しておるのでございますが、ここ数年米先ほど御指摘ございました富山県とか若干の県等ではそういうふうにおいする米が出てきていることは事実でございます。この異臭米につきましては、それぞれ各県の研究機関、それから農林省でもこれがどういふ原因に基づいてどういふふうに出ているのかというふうなことにいろいろ検討をいたしたわけでござい

ますが、決定的なこの原因の追及はなかなかできない現状でございますけれども、農薬に非常に関係があるのではなからうか。あるいは農薬を使った時期、生育段階との関係、そういうようなことが一応関係があるのじゃないかというふうなことが出ておるわけでございます。そうしてこのにおいがあるか、無毒であるかということにつきまして、これははつきり毒性はないということは一応見解として統一されておるわけでござい

ますが、何ぶんにもこのにおいの原因がどうもはつきりつかめていない。ただ、非常に農薬に關係があるということが言われておるわけでござい

ます。現に水銀剤農薬というふうなことに

関係が現在言われているわけでござい

ます。それから許容量というふうな問題は、たとえ

ば今度の場合カドミウムというふうなものがござ

います。この点につきましては、食糧庁といたしましてもやはり国民に配給する責任を持つてい

す。お説の米につきましても、私はやはりあつて
しかるべきものじゃないかと思ひます。ただ、
問題はこれは技術の問題になりますから、どうい
うふうな形でどういふふうにかゝる厚生省のほう
でやっていたらどうかの問題でございまして、
が、私のほうもできるだけこういふことが実現し
得るように、厚生省のほうとも話をして態度をき
めていきたい、こう思つております。

○宮崎正義君 これは本日の法案の議題からはず
れていて問題でございまして、これで私はこの
問題についてはとめたいと思ひます。

やみ価格のないように配給をひとつ嚴重に取り
締まつてもらいたいということ、この一点とそれ
からたまたまの大臣の御答弁がありましたけれど
も、農業を出す前にすでに解毒といふことが考
えられていなければならぬじゃないか、こ
ういふ観点から今後の農業の許可といふときには
すでに許容量はこゝろになつてゐるんだ、ある
いは解毒はこゝろになつてゐるんだといふこと
が証明された上で市販されていくといふことが
至当だと思ふ。これは私の考えであります。

こゝろの観点から考へまして、後日またこの農業
については、その許容量等をはかつていく厚生省
と農林省を呼んで質問をしていきたいと思ひます
が、いずれにいたしましても、日本人の食生活の
中で一番大きく占めてゐる米にどれほどの農業
禍、農業の毒性が含まれてゐるかといふことは、
早急に私は研究をしていかなければならぬとい
ふやないかと思ふんです。それがいまのカドミウ
ムが含まれてゐるのを長い間食べていけば、やは
りそこには被害があるんだという証明も聞いてお
るわけでありまして、この点から考へていきまし
ても、一ときも早く国民の生命を守つていく立場
において、当然この問題は早急に取組んでいた
だきたいことを私は要望しておきたいと思ひま
す、やみ価格を嚴重に取り締まる点についてほ
うです。

○政府委員(田中勉君) 政府は食糧法によつて米
を管理してゐるわけにございまして、したがつ
て、生産者価格また配給価格、これは法律の定め
るところに従つて適正にこれを執行していかなけ
ればならぬわけにございまして。やみ価格といふよ
うなもの配給制度を乱しておるといふような事
態も見受けられるわけにございまして。これらの点
につきましては、政府の側におきましても特にこ
の配給担当の米屋なり、こゝろの自覚と、
また消費者の配給米に対する理解、こゝろの自覚と、
なものと相まちまして、行政面においていやく
も政府が公定価格で売却して適正な配給価格が維
持されるように、政府配給業者、消費者相ともに
確實に守られるように努力いたしてまいりたいと
いふふうに考へております。

○委員長(和田鶴一君) 本件につきましてはこの
程度にとどめます。

○委員長(和田鶴一君) 再び魚価安定基金の解散
に関する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○宮崎正義君 今回の魚価安定基金の解散後にお
ける剰余財産、この処分についてお伺ひいたしま
すが、まず最初に、現在の段階で収支がどういふ
ふうになつてゐるかお伺ひしたいと思ひます。そ
れから、いま申し上げましたような剰余財産の処
分についてどんなふうにお考えになつてゐるか
伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(久宗高君) 四十二年の關係を、若
干予想を含んでありますが、収入といひましては
千五百萬程度、それから支出、これも予想でこ
ざいまして、役員給与が四百四十七萬一千、事
務費が百八十六萬九千、その他二十萬といふこと
で六百五十四萬でございまして。

それから基金の剰余財産の処分問題でございま
すが、これは資料の御要求もございしたので別
途お出しする予定ではございまして、とりあへず
申し上げますと、剰余財産の処分方法といひまし
ては、魚価安定基金法の第四十三條の第一項及
び第一項の規定によりまして、各出資者に対しま
しては出資額を限度として分配することができ

とされております。したがひまして、出資額見合
いの分が約一億六千萬、これはそれぞれの出資額
に應じまして分配することとしたさうとしておる
わけにございまして。その後なお残余を生じました
場合、この予想は約四千萬程度見込まれるわけに
ございまして、そのうち必要と思はれます額、お
おむね千五百萬程度を予想しておりますが、これ
を基金の目的と類似します目的を有する団体、こ
れは全国サンマ漁業協会といふものを公益法人と
してつくりまして、これに對しまして寄付するこ
とを考へたいと思つておるわけにございま
す。なお、剰余の二千五百萬程度は国庫に帰属す
ることとしたさうです。

○宮崎正義君 そこで、政府に帰属する二千萬円
なんです、なぜさういふふうにしなきゃならな
いのでしょうか。

○政府委員(久宗高君) 御承知のとおり、この基
金におきましては多獲性魚を対象にいたしまして
仕事を始めたわけにございまして、かような形
の終末は実は予想しておらなかつたわけにござ
いまして。したがひまして国と県、それから漁業団
体が出資いたしましてその基金が構成されたわけ
にございまして、処分といひましては出資額を
こえた処分はできないといふ形になつておるわけ
にございまして。そこで、出資額に應じました処分
をいたしました後に残りますもの、これは約四千
萬、先ほど申しましたような予定になるわけに
ございまして、そのうち、現在の基金と目的が類似
しておりますものに對して寄付するといふことは
可能でございまして、また、この基金がなくな
りましたあとにおきましてもさうな調整機能
が、自主的な組合員におきまして必要な限度にお
きまして継続される必要と考へられます
ので、その分に相當する分を寄付することにいた
しまして、あとの剰余は結局持ち主がないといふ
形で国庫に帰属する。つまり、出資者としての国
に返すといふこととございまして、必要な
ものを差し引きました残りのものは国庫に帰属せ
ざるを得ないといふ形をとるわけにございまして。

○宮崎正義君 どうも私はその点納得できないの
ですが、大体一千五百萬を全国サンマ漁業協会
で、その任意団体に肩がわりしてやる、では、
その財団法人に、あるいは公益法人として一千五
百萬をやつて、その機構をそのままにしていくな
じやないかと、こゝろに思ふのですが、
どうなんですか。

○政府委員(久宗高君) いまの基金におきま
す基金の活動といたしましては、御承知のとおり調整
組合それ自体では処理できない問題、たとえば分
散させる場合の、一部の組合に迷惑をかけるとい
ふたうな問題もございまして、ああいふ
基金の制度をとつたわけにございまして、いづれ
にいたしましても現在の段階で、急に寄港地にお
きましてこれを大幅に散らしまして処理に当たる
といふたうなことは、いまの段階では予想を必
ずしもしないであらういふ關係にございするの
で、私もいましてはせつかく魚価安定基金
といふものをおつくりたいわけにござい
すけれども、これが全体としての多獲性魚に適用
するのには若干問題が残つておりますので、さ
うな問題については、もう根本的な対策を考へる
といひまして、当面サンマにつきましても、これ
は漁況の問題でございまして不測の問題あるべ
しといふことで、少なくとも現在までサンマにつ
きまして処理をいたしまして、調整組合の活動を基礎にいたしましてできるよ
うな形を残していきたい、さうに考へまして、
いま申しましたような千五百萬の寄付といふこ
とではその目的の規模に達しますので、剰余の
財産につきましては先ほど申しましたように出資
の限度で限定されておりますので、これを国庫に
返さざるを得ないといふふうにお考へておるわけ
にございまして。

なお、率直に申しまして私どもいたしまして
は、サンマそれ自体につきましての機能は、さ
うなことで一時根本的な制度がでますまでの間
は少なくとも現在の調整組合が主体になりまして

かような機能を残したいわけですが、か
りに私どもがいまいろいろ検討しております根本
的な魚価安定対策ができません場合の必要な金額と
申しますのは、これは相当な金額になり得ると考
えるわけですが、この関係はここではは
きり切りまして、あらためて魚価安定対策ができ
ましたときには本格的な援助を得たいという気持
ちで、ここではとりあえずサンマだけに限定いた
しまして、しかもその目的に限定されました公益
法人に寄付をいたしましてこの機能を過渡的に保
存しておきたいということでございます。

○宮崎正義君 それはわかりません。いま御答弁で
わかりませんが、一面イカとかサバとか
スケソウダラ、早く言えば大漁船といいますが、
それらの問題について総合的な魚価の価格安定
対策という面が同時に推し進められなければなら
ないのではないかと、こう思うわけですが、それ
でいまサンマの分だけはどうやって取り上げられ
けれども、北海道の場合スケソウダラなんかそれ
こそどうにも処分に困るというほど問題がもう年
を追うごとに起るわけですが、こういう、一方
は基金の制度を設けて、しかもそれを残してい
こう。また半面においては、イカとかサバとかスケ
ソウダラとかという大漁船と言われる、大量に
入ってくる漁獲量のあるもの、それに対する考
え方、価格安定の考え方というのに対して両方
にいくべきじゃないか。先ほども申し上げまし
けれども、この点についてはどういうふうにお考
えになっておられるのでしょうか。

○政府委員(久宗高君) 先ほどもちよつと触れた
わけですが、同じ水産物特に多獲性魚と
言われるものの中でもいろいろ扱いがさ
いに検討いたしてみますと違ひがあるように思
うわけですが、と申しますのは、基金が多獲
性魚全般をねらひまして発足いたしましたので、結
局それがサンマだけという形になりましたが、つ
きましても、やはり同時に若干の漁況の変化はござ
いますけれども、たとえばイカについて申し上げま
すれば非常に関係者が多数でございますけれども

も、零細な経営者でございますために資金を積み
立てるといふことについて相当の難点がございま
して、必ずしも制度にいきなりは乗りこえられな
いという経緯もあるように思います。また、サバ等
そういうようなないわゆる巻き網関係でございま
すけれども、こういう場合もいざサンマのよう
にある漁港に集中してすぐにそれを散らすという
必要よりも、一せいにたえばある量を一定時期
とめましますとか、そういう形のほうがこういう漁
業種類に合うのではないかと、いったような問題も
出てまいりました。

それから御指摘のスケソウダラでございます。
これは別途資料の御要求もあり、御質問もあろ
うかと思つたのでございまして、これもい
わば、たとえばサンマのように回避して来てしま
う、来てしまったものをどうさばくかという問題
と若干性質が違ふのじゃないかというふうにお
考えでございます。つまり回避性の漁業と申しま
すよりは、いわゆる底魚の範疇でございますし、
それがたまたま画期的な技術革新との関係におき
まして急速にそれが商品化の可能性が出てまいり
ましてそこに漁獲努力が集中してきて、それに対
するいろいろな対応が必ずしも十分でなかつた
という問題のように思つたわけでございます。若
干たとえばサンマと比較いたしました場合に同じ
うな形で調整していかるべきかどうか、この辺
当実の問題があるように思います。特にスケソ
ウダラにつきましましては各種の漁法が個々に競合
いたしますし、いろいろな経営体の違いもございま
すので、現在北海道を中心といたしまして、また私
どもも入りまして、このような魚種でしかも急速
に需要が開けてまいりました場合に、その需要と
供給のアンバランスをどういう形で調整したら
いだろうかというところは、私どもも入りまして、
いまちよつとごりぎり詰めておる最中ございま
して、幾つかの例を申し上げたのでございま
すが、みなそれぞれ若干やり方が違ふように思
うわけでございます。それを連係してどう組み立
てて、あるいは一つの機構がいいのか、あるいは

幾つかの機構に分かれて、その相互の関連をと
るべきなのか、その辺のところを更に詰めてい
くので、苦悶いたしておるわけでございます。
いづれにいたしましてもさようなものの調整に
は御指摘のようにきつめて総合的な対策が必要
でございます。しかもそれと漁港設備その他も含
めまして一連の考え方が必要かと思つたので、
実は漁港計画との関連もございまして、そこを
は詰めておる最中でございます。ここで決定的に
申し上げられないことはなほ遺憾でございます
が、さような検討をいま鋭意いたしておるわけ
でございます。

○宮崎正義君 いまスケソウダラとかサバとかイ
カとか、すり身の問題とかは、あとで、資料を川
村委員のほうからも御要求がございしますので、そ
のうちにまた関連をさせていただくようにしまし
て、次に進みたいと思つたので、
先ほど流通機構の話が途中で切れたわけが
が、サンマのゴールドチェーンに全漁連の気仙
工場が取り組みまして、ちよつと安いところに七
百五十トン買い込んで、そしてかなりの成果をあげ
たというわけでありまして、それは御存じだと思
いますが、ところがサンマ漁が不足してくる。そ
ういふところから今度はまたゴールドチェーンの作
業というものがこれは考え直さなければなら
ないというふうな状態にもなつておるわけですが、こ
ういふ基金の設定されたときの状態と、漁獲量
が少なくなつて値上がりしていく、そういう今日
における機構に対してどういふふうな今後はしむ
ていかなければならぬのかというふうな点も一
応伺つておきたいと思つたので、

○政府委員(久宗高君) 先ほどもちよつと触れた
わけですが、いわゆる産地におきまして冷
蔵設備なり冷凍の機能なりをみてみますと、少な
くとも発足当時より飛躍的にふえておるわけが
ございます。ただ、私どもがそれをいしたした場
合に、全体のやや広域な考え方を頭において必
ずしもやつたとは言えない問題がございまして、そ
れぞれの施設ができるところでそれぞれの基準に

従ひまして指導もし補助をしてきたような、結果
におきましてはそういうような形になつておるわ
けでございます。したがって個々の冷蔵庫な
り冷凍の機能を考へてみますと、漁況の変化その
他によりましてたびたび御指摘を受けますよう
に、ある地帯が非常に稼働率が悪い、また、それ
が漁協の経営に影響があるというふうな御指摘を
しばしば受けておるわけでございます。今日まで
に集積しましたそれらの設備を少し遠慮してみ
ますと、それらのものがみな総合的に動かせるな
らばもつと相当保蔵の機能、冷凍の機能、あるいは
それがひいては価格安定の機能にも貢献し得るの
じゃないかというふうにおられる節がございま
す。したがって、私どもも新たな設備を付加
してまいります場合に、さような考慮がやはり必
要だ、そういうものを動かすような何らか
の機構が要るのではないかと、現在おぼ
ろげながら私どもの気持ちの中に、また業界とも
御相談しております中でだんだんと浮かび上
つてきているわけでございますが、何ぶんにも詰
め切れないで、もう少しというところまで
おきまして一連の金融といったような問題が相当
重要な問題として重要になつてくるのではないかと
いう感じが持つておるわけでございます。

○宮崎正義君 いずれにしましても、水揚げ地
における冷凍あるいは保管、輸送施設の処理能力
等、各方面の地域におけることは当然考えられ
なければならぬ。これが大きな流通機構の問題を
解決していくということは当然の理であります。
いづれにいたしましても、流通機構の一時も早い
整備が、早く消費者の側における価格の差を縮
めていくという結論になるわけですが、この点につ
いては、いま御答弁がございましたけれども、先ほ
ども申し上げましたように、北海道でサンマはけ
口がなくて、それこそただで売られている。片一方
東京のほうでは、消費者が一匹五十円も七十円も

出して食べなければならぬ。そういうような面を考慮しても、気仙沼あたりは船でいきなり北海道から持っていくというふうな考え方も当然なされていいわけなんでありまして、そうして消費者には流通機構の完備によって生産地とそうしたいと変わっていかぬ。消費者が食生活で高い金を払わないで栄養のとれていく行き方を考えていくべきが至当だということ、私が言うまでもなく、今日までの漁協に対する考え方というものが、非常に抜本的な対策というもののから立場に立つて一つ一つが行なわれていない。何か一つのサンマがうんととれたらば基金制度を設けていかなければならぬ。ほかの大量に漁獲していくイカ、あるいはサバ、あるいはスケソウダラ、そういうものに対する考え方、言わなければならぬ、問題が起きなければ、その対策を講じないというふうなことで私はならぬと思うのです。こういう点について、この機会を通して基金制度等につきましても十分に将来を考えていかなきゃならない。この点私は希望を申し上げて私の質問を終わりたいと思います。いづれにいたしましても、共同出荷体制等の面につきましても、どういふふうに将来は考えていくのか、そういう点を含めて御答弁願いたいと思います。

○政府委員(久米高志) 御指摘を受けました点、一々私も全くそう思っておる問題でございます。繰返し申し上げますが、確かに非常に問題がむずかしいために、個々の施策は相当やっただけでございますが、やはり総合的な効果が十分出ていない、その点を反省いたしまして、思い切って基金をやめることによりまして、退路を遮断して本式に取り組むたいという気持ちでございますので、若干の時間をいただきたいと存じておるわけでございます。

○川村清一君 それでは、時間があるようでございますので、私、基本的な問題にのみしぼりまして若干質問申し上げます、具体的な問題等につきましては、次の委員会で質問させていただきます。

思います。きょうは大臣がおいでにならないのは残念なことでありましても、私は、まずこの機会に、政府の水産行政に対する基本的な姿勢についてお尋ねしたいと思ひます。特に昨年に比較してこの姿勢というものを私は問題にしたいのであります。

昨年四十二年度におきましては、御承知のように、国会に對しまして政府は四つの水産関係法案を提案されておるのであります。すなわち漁業災害補償法の改正法案、それから漁業協同組合の合併法案、さらに外国漁船の寄航を規制する法案、そして中小漁業の振興法案、四つの法案を国会に提案されたというよう、これはまさに画期的なものである、こういうようなことで、水産庁のその積極的な姿勢というものが高く評価されたことは御承知のとおりでございます。で、私どもも、非常に日本の漁業発展のために慶賀にたえないことである、かように喜んでおったところでござい

ます。ところがことはどうか。四十三年、この五十八回国会に提案されました法案というものは、たゞい議題になつておりました漁業安定基金の解散についての法案ただ一つでございます。これは現在あるものを解散して無にする、何ら前向きな意図的なものではない、後退的なものである。いわばこの法案を審議している本委員会ではまさに御通夜、この法案の、いま法律のお葬式をやつておる委員会である、こう言つても私は過言でない、こう思ひわけでありま

す。【委員長退席、理事高橋雄之助君着席】日本の漁業は非常にたくさんの問題をかかえてゐることはしるうとの私が言うまでもなく、これは白書にも明らかにされておるところである。あなたも専門家は重々御承知のはずなのであります。しかるにこれを積極的に解決しようとする姿勢が何ら示されておらないということは、私はきわめて遺憾に思ひわけでありま

す。一体全体、昨年のあの前向きな積極的な姿勢はどこへ行ったのか、こう言わざるを得ないのであります。

こういう姿勢の転換というものは、一体原因はどこにあるか、問題はどこにあるか。このことは、西村農林大臣の所信表明の中に端的にあらわれておるうちに、まさに水産行政というものに対して無関心である。このことは大臣の責任はきわめて重大であると思ひます。このことを私は大臣にいま聞きたいのであります。大臣がいけないことはまことに残念であります。長官、いかでございませうか。去年の国会も長官はあなたである。この四つの法案、この趣旨説明をされたのはあなたです。われわれの質問に答えて、そして日本の水産をこうするのだ、水産に従事している漁民の生活をこうするのだと抱負を述べられたのもあなたである。一体あなたの姿勢はどうか、私どもに。ひとつ率直な責任ある御見解をこ

こで述べていただきたい。○政府委員(久米高志) 施政方針の関連で前にもお話しになりました、大臣からも所信をあらためて申し上げたわけでございますが、ただいまお話しのごいしました昨年の意気込みはどうしたのかというお話でございますが、昨年四法案——試験研究まで入れますと五つの法案を通していただいたわけでございますが、そのとき再々申し上げましたように、私といたしましては、あれは全部宿題、当然前にやつておくべきものをいろいろな関係係でおくれまして、数は非常に多かったものであります。宿題をやつとやつたにすぎませんというふうに申し上げたつもりでありま

す。一応それで、これは法律の関係ではございせんでしたけれども、懸案でございしました一斉更新の問題も一応の片をつけてまして、本年度が、私どもといたしましては、いわば戦後から申し上げれば非常に一つの切れ目にきておりますので、少し長い目で見た作業に入りたいということを昨年申し上げたつもりでございます。本年度におきまして、たまたま法案の用意が真珠の関係が一つございしましたけれども、いろいろな関係で提出するまでに至り

ませんでした。たまたまこの魚価安定基金の解散ということだけになつてしまつたわけでありま

す。この問題につきましても、ただいま申し上げましたように、私どもとしては諸般の情勢から考えて、サンマについてはこの形のいき方ではなしに、もっと別の形があるであろうというところを考へまして、本格的に魚価安定の問題と取り組みましたわけであります。閣議におきます最終的なお話しにいたしましたのもこの廃止は決意した。しかし水産行政としては、魚価安定は本格的に取り組みたい、これについては別途研究するのだということをおし上げて、この決定を見て、ここにおは

かりしておるわけでありま

す。法案の数その他の問題はあろうと思ひますのであります。私どもといたしましては、まだここで御説明をしておりますので申し上げにくいのであります。が、本年度の漁業白書におきましても、洗

ざらい、ほとんどまさに白書そのものの気持ち全部問題点を洗いざらい出したつもりでございます。そして、それを基礎にいたしまして、本格的に少し長い長期の取り組みをいたしたいというふう

に思つておるわけでございます。予算面におきましても、新しい芽といたしましては三つ四つ出しておるわけでございます。長年の懸案でございしました新漁場の開発に手をつけ

ますと同時に、沿岸におきましてもこれの若干の自然改造を含みますような本格的な浅海漁場の造成につきま

して、長年問題でございしました日本列島周辺におきま

す資源の総合的な把握をいたしますためにどのような手段が今日利用できるか、これは方法論の問題であるわけでございますが、さうな点を幾つか将来にわたります芽をこころ出したつもりでおるわけでございますが、全体の施策といたしましては、昨年度も申し上げましたように、残された大きな問題といたしましては漁港の問題がある

わけでございます。漁港という問題につきまして、四十四年度以降これを基礎といたしまして、やや従来の狭義の漁港から、もう少し大きな施策と結びつき得るような立案をいたしたいというところで、これも調査費が出ましたので、目下それと関連をいたしまして検討しているわけでございます。

いずれにいたしましても、本年度限りといったような施策ではございませんで、若干長期にわたる施策でございますので、私どももいたしましては、こしばらしくはその問題に沈潜させていたいただきたい。若干の時間がかかりますが、そういうものをやはり全部組み立てて、しばしば御指摘を受けますような総合的な施策でございまして、やはり水産行政としての体をなしませんので、さようなものを組み立てて御審議をいただくように努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○川村清一君 たいだいま白書の問題が出まして、白書には洗いざらい問題を出しておる、こういうようなお話がございました。いずれ白書に対する質問等は本会議においてさせていただきます。そのとき白書に対する問題点を投げたいと思っておりますが、私個人といたしましては、正直に言っておりますが、白書はたいだいま長官が言われたとおり、問題点を隠すところなくきわめて大胆率直に、洗いざらいという表現が当てるかどうかは別として、出しておる。勇敢に出しておる。この姿勢に対しては私は敬意を表しておるわけでありませう。

ただ残念なことには、出されたその問題を積極的に解決しようとする姿勢が見られないということとであります。たいだいまのお話では、いまこういうような施策をやっておる、もろもろの施策をやっておる、予算の中にも出ておる。ただし、総合的にやらなければならぬので、しばらくの間時間をかけてもらいたい、こういうようなお話であったと思うわけですが、私といたしましては、もちろん一べんにすべてをというわけにはまいりませんが、あの白書に出ております、

たとえば漁場の問題、あるいは資源の問題、あるいは労働力の問題、そういうもろもろの問題のうち優先順位をつけまして、一つでも二つでもこれを具体的に解決しようという姿勢が出てきておらなければ、予算面にも明らかにできておらなければ、あるいはそれを制度的にも解決しようとする姿勢が法案提出という形になってはならぬけれども、やっておると言われても、はあそうですかと私は納得できかねるものであります。非常に姿勢が消極的であるというのはそういうことを私は申し上げておるのでございまして、残念だと思つておるわけでありませう。

そこで、お尋ねいたしますが、漁業の問題はいろいろ海況の変化であるとか、あるいは漁業自体の経済的な問題の変化であるとか、資源の変化であるとか、あるいは消滅上のもろもろの問題等のために変わってくることは、これはやむを得ないことであります。したがって、昭和三十六年当時制定いたしました魚価安定基金法というこの制度がもう必要がなくなつた、したがって解散するのだ、やむを得ないんだという、私どもが納得できる理由があつて解散するならば、これまたやむを得ないことだらうと私は思つておるわけでありませう。しかし解散するならば、当然それにかわるものを用意して、具体的なものがここに明示されないにして、こういうような構想でこうするんだという何らかの姿がそこに提示されて、そうして解散されるのでなければならぬかと私は納得できないのであります。しかも私はこの魚価安定基金法という法律を解散しなければならぬという、このことに納得できかねるものであります。この法律をどうしていまなくさなければならぬんですか。私はこの法律をなくする法案がいま出ておるのでありますから、必要のない法律かと思つて実はきのうこの第一條総則からずっとそれを読み直してみましたが、一体本文のどこがこれが必要がないのですか。この三十六年に制定された法律の第一章総則の第一條の（目的）、すなわち「魚価安定基金は、漁業生産調整組合、水産業協同組合等が多獲性の

の水産動物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成をすることにより、漁業経営の安定に資することを目的とする」というこの法文のどこが一体必要なくなつたんですか。第一條、第三條、第四條、ずっと読んで見ましたが、この法律が不要になつたひとつ理由を私が納得できるように説明してください。

○政府委員（久宗高君） この廃止法案を提案いたしました理由につきましては、すでに大臣から正式のお話をしておりますのでそれに尽きるわけでございますが、御質問しておられます意味は、まさにこれをやめるについてその対策がはつきりしていないのはおかしいじゃないかということに尽きるところでございませう。

そこで率直に申し上げて私どもは出直したいわけでございます。もちろん魚価安定基金はそんなに限定されたものではありません。しかし発足以来の経緯から見まして、先ほどもちょっと触れましたように、それぞれのまき網なり、あるいはイカつりなり、さようなものが当時これに参加し得なかつたいろいろな経緯を考へてみますと、それだけにきまつて若干違つたやうな調整が要るのではないかと。それを現在の機構に連綿といたしましてそのまゝの形で拡大していつて処理ができるかどうかという点に若干疑問がございしますので、この際サンマ自体につきましては先ほど申しましたように、この過渡期におきましては基金がいまのような体制ではございせんけれども、一応の処理ができると思はれますので、その問題に限定いたしまして、これをすつきりしまして、これを契機といたしましてもう一度本格的に、多獲性魚の問題、あるいは広く多獲性魚も含めまして魚価安定の問題に取り組みたいというのが私どもの率直な気持ちでございます。

もちろんきつかけになりましたのは行政管理局その他の一連の公団、事業団問題と関連はしたわけでございますが、また当時私どももいたしましては、火事がありますのでポンプをつくつた、ところが火事が少なくなつたのでポンプが要らぬと

いうのはおかしいじゃないかというので、気持ちの上では反発したのでございませうが、いろいろ冷静に考へてみますと、やはりこの問題が真剣にわれわれとして取り組むべき問題だと考へまして、法文を見ますと全般的な書き方になっておりますので、これらの問題に対する対処のしかたは、その後の経験から申しますといまのような形でよろしいかどうか、そういう疑問がございませうので、実はそういうことを頭に置きまして、関係者とも突っ込んだ御相談をしてみたわけでございます。サンマの御関係の方もいろいろな経緯から見ても、これはこの際終末をつけて、そうしてもっと本格的な取り組みをしようじゃないかという気持ちをはつきりいたしましたので、私どもも腹をきめましてこの解散を提案いたしましたわけでございます。

○川村清一君 この法律が昭和三十六年に制定されました当時、私は北海道の議会の議員であり、しかも水産常任委員会の委員でありまして、この年は非常にサンマが大漁でございまして、陸揚げ地の釧路港におきましては、あらゆる処理機関を動員しても処理しきれないといったような状態であつたのでありまして、北海道あたりからも何とかこの魚価安定のための制度化をしてほしいというやうな陳情等もなされ、国の非常な御配慮をいただいてこういう制度化していただいたことについて深く感謝をしておつた、こういうことで知っておるわけでありませう。

しかし、もちろん当時サンマをこれは目的としてつくられたといたしまして、法律そのもののどこにもサンマなんというのは書いてないのであります。これは当時衆参両院の附帯決議にもありますように、また後ほど申しますけれども、漁業生産調整組合等とこれはセットで、組み合わせのやうな形で出てきたところのこれは法律でありまして、サンマ、サンマと言われますが、当時もちろんサンマの魚価対策を直接の目的にしておりませうけれども、そのことはいわゆる魚価安定基金法第二十九條第二号の製品を定める政令と魚価安定基金法施行規則にいわゆるサンマというものが出て

いるのであって、サンマの価格がキロ十三円を割った場合においてどうするか、かすにしてその保管料、倉敷料をどうするかといったようなことで、生産者のいわゆる大漁貧乏を救ってやる、こういうことをねらいにしたのでありまして、その後一休国は何をなされてきたのか、いわゆる第一条にはつきりうたててありますように、漁業生産調整組合あるいは水産業協同組合とタイアップしてやっていかねばならない、水産庁御当局はその後の漁業生産調整組合の育成のために、そしてそれをこの安定基金法に出資させるためにサンマだけでなく、あるいはサバを、スルメイカを、あるいはスケソウを、アジをというようにこの安定基金の対象にするような御努力を今までなされたのか、なされないのか。サンマ、サンマと言われますが、ほかの漁業が対象になるような御努力をなされてこなかったのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(久松高君) 御指摘を受けますと確かにその努力が足りなかった点もあるかと思ひます。しかし実情から申し上げますと、漁業の種類によりまして相当な差がござりまする。この中で、したがってこの基金がござりますることを拡大していくとしております。おきまして、先ほどちょっと申し上げましたように、イカの場合とか、あるいはアジ、サバの場合、それぞれ関係者として、かりに大漁貧乏的な要素が起った場合に、どういう方法で対処したらいいか、そのためにたとえばどのくらいの金を積むべきか、積むべからざるかといったようなことについて多少御意見が違つたわけでございます。もちろんこの基金がござりまするには、その数年前に五十万トンといったような年が二年も続きました。サンマということになればほんとうに大問題でございまして、非常に緊迫した空気の中で意見が盛り上がりまして、ここに魚価安定基金ができたわけでございます。そうならば当然サンマ以外にも多獲性魚に適用されるべきだということで立案されたものと思ひます。しかし結果から見ます

と、その一番基礎になりますサンマの魚獲が激減し、それからアジ、サバその他につきましてもサンマのように一部のものを他の漁港へ回すといったような方法ではないものと違つた調整のほうに適しているといったような問題、あるいはイカの場合のように相当な金を積むということ自体に非常に困難があります場合、こんなことが相関連いたしまして、それから全体といたしましてはやはりあの非常に高度な成長期におきまして需要が予想以上に伸びましたために、全体としては不足ぎみの中で経緯いたしましたことも多少影響があったと思ひます。かようなことで結果におきましては、法案が予想しましたような、他のものを全部含んでそうして大きな体系になつていく状況とは違つた形に今日動いてきたということも結果的に言えると思ひます。

そこで、私もといたしましてはこの段階におきまして、さような経過があるにもかかわらず、これにいわばとられて正式な多獲性魚の問題にむしる取り組めないような形よりは、思い切つてこの際にわれわれのかまへも変えたい、またそれが関係者の御納得を得るならば、そこへ踏み切りたいという気持ちで御相談いたしました上で、サンマについての行き方をここで打ち切りまして、そして、繰返し申しますように、もう一回問題を新たにしまして多獲性魚を含む全体の魚価安定の問題に本格的な総合的な取り組み方をしたい、この踏み切つた次第でございます。

○川村清一君 具体的な質問はこの次にいたすことにいたします。私はきょうの最後といたしましては、ただいままでの長官の御答弁ではなかなか納得できかねるのでございます。この基金はこれで解散する、しかしこれにかわるものとして、これよりもっと進んだものとしてこういうことをやるのだ、こういうことをやるのだということが現時点ではまだ具体的にはまともでないけれども、しかし大体こういうような構想を持てているのだというくらいは示したいだかなければ、何らこれを示さないままにいまこの法律の引い

せいといつても、なかなか私は心からその御焼香をするような気持ちには何としてもなれないのであります。

なぜ一体これは急いでこれを解散するか、長官がいろいろ理由を言われますが、私は勘ぐるわけではないのですが、ただ、何と言われましても臨時行政調査会の勧告によつて特殊法人を整理する、その整理の対象の中に第一にあげられたのがこれなんです。しかも他の公団公社については何とかんとかうまいことを考へて何らかの形で居残りを策しているのが多いのです。ところが、まあ水産庁という役所は非常に正直な方ばかりいらつしやると見えてまして、魚価安定基金のみがまさに真正正銘で完全に整理して姿を消してしまふ、こういうことになるわけです。

そこで、それではこの基金はもはや必要がなくなつたのか、この法律はもはや無用になつたのか、検討してみますと、無用になつたと思ひないし、必要がなくなつたと思ひない。ところが、これをなくしてしまふ、必要があるにもかかわらず。この閣議の決定どおり農林大臣はこの基金を解散することに腹をきめた。そこで農林大臣に対しては佐藤総理や行政管理局長官の評価がきわめて高くなる。総理大臣と行政管理局長官だけが喜んで、反対に漁民は困つたことになつたと思つてゐる。まあこの次やりますが、長官の考えられてゐるその総合的な次の対策がいつ生まれてくるのかわかりませんが、一体この次法律をここで審議するのは早くとも来年の国会でございましょう。

しかば長官、ことしの秋にあなたはサンマは絶対に大漁にならないということをご保証でございますか。心配するな、ことしの秋にはサンマはそんなに来ないぞ、私に約束できますか。三十六年、三十七年のときにももし——これは海の変化ですけれども——聞きますよ、どうしてサンマは近年不漁になつたのか、不漁の原因を水産庁は一体どう把握されておるのか、あとで聞きますが、三十六年、三十七年とあればとれておつた

サンマがさつぱりとなくなつた。一体これの原因が何かわからないのと同じように、ことし絶対来ないとはまたこれも断言できないでしょう。秋、大量にとれた場合に一体どういふことになるのですか。まあ、安定基金の法律はないし、総理大臣と行政管理局長官は喜んでかもしれないが、漁民はたいへんな迷惑をこうむることになる。そのことを私は言つてゐるのです。あなたの言われておるようなそういう構想をまとめられまして来年の国会には必ずその法案を提案されるということとをいまここで約束されますか、できますか、責任のある御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(久松高君) 魚価安定基金の解散に踏み切りましたことにつきましてはいろいろ毀譽褒貶があり得ると思ひます。いろいろな考え方があり得ると思ひますが、私どもは正直に申しまして最初反発を感じたわけですが、機能としてこれは要るわけでございます。年々予算で処置してござりまするがござりまするので、

「理事高橋雄之助君退席、委員長着席」
こういうような基金の設定になつたわけでございますし、御指摘のように漁況、海況でございますので、いついかなる変化がないとも限らない。当面はこういうことであるがということで、この廃止問題につきましては率直に申しまして非常に反発をむしろ感じておつたわけでございますが、外からの問題としてではなく、私ども自身が多獲性魚の問題があつたうに取上げられてそして基金ができてそれを運用してみてもこういう形になつていないといふことについての反省をいたしてみますと、やはりこれじゃいけないと考えまして、また、あの法案をつくつていただきましたときにいろいろ国会での御議論が出ました経過も読んでみますと、どうもそういう形になつておらない。そこで、先ほど申しましたようにやり直してもう一度仕切り直したいということ、外からの問題ではなくして、私ども自身の気持ちで実は踏み切つたわけでございます。もちろん関係の漁民の方にも相当に突込んだ御相談を

いたしまして、よからうということで踏み切ったわけでございます。

なお、さような意味でございますので、たとえばことしの——かりにこの法案が通るといたしまして、廃止になって、そしてこの秋の漁況は一体どうなるかというお話でございますが、もちろん漁況のことでございますから決定的なことは申し上げられないと思いますが、少なくとも私どもが今日の段階で試験研究の関係者、あるいはサンマ自体の当事者の方々と突っ込んで御相談した感覚といたしましては、少なくともこの秋に非常な問題を起こすような事態は客観的にはないと思っております。そのことがやはり踏み切る相当地大きな要因にもなっておるわけでございます。しかしながら、一応現在の基金が、サンマについてやっておりますような機能はたまたま剰余財産もございまして、それを引き継ぎまして一応の対処ができるようにいたしておるわけでございます。

また、これはもちろんいままでの実績から見ましてこの程度という数字でございますので、川村先生の御指摘のように、そういうようなことが漁況の状況で非常に変化していく、また非常に大きな漁獲があるというようなことが絶無とはいえないわけでございます。さような場合におきましては、もちろん政府といたしましてはもう一つおくれにはまいらぬのでございまして、私どももいたしまして、さような事態におきましてはしるべき処置が必要であらうと考えておるわけでございます。

なお、魚価安定の基本的な構想についていつ固まるかという問題でございますが、価格政策というふうに限定的にいたしました狭義のもので追っかけてまいりまして実は失敗を繰り返しておりますので、私どももいたしましてはもう少し幅の広いものに考えてまいりたいと思っておるわけでございます。したがって、たとえばこの次の国会には必ずお出ししますといったような実はお答えはできないかと思ひます。もちろん全力を尽くしていたしますけれども、小手先のものをつくつては

いけないというふうな心底考えておりますので、若干の時間がかかっても本式に取り組みたい、こう思っておるわけでございますので、ちょっとこの段階ではお約束申し上げかねるのでございまして、全力をあげての努力は行なうてやっておりますので、若干の時間をいただきたいと思っております。

○任田新治君 同僚の宮崎委員やまた川村委員からいまお話がありました、今度の解散の法律の中身を見てみますと、何といつてもこれに対処する対策があるのかどうかというところに焦点がいくようです。ただいま長官のお話を聞きますと、非常に大きな問題でもあり、また大きな問題として新しくとらえて仕切り直しをして出かけていくのだということ、そのためには若干時間かかるというふうなことで、これに関連しまして幾らか気にかかるところをお尋ねしてみたいと思ひます。

先ほども話がありましたが、大体今度のこの魚価安定でやった仕事というのはサンマに集中されておったようですが、もう少し詳しくなせそこに集中されていったのか、そういう問題があるかと思ひます。それをまず第一にお聞きしたいと思います。

また第二点として、サンマ以外の多獲性の魚種のもの、これらに対して今後いろいろ漁船の能力というものが割り出されてますます能力がよくなるだろうと思ひますが、そういう点からいって、他の種類においても多獲し得るようなそういうことが今後起きてこないか。起きてくるとすれば、この基金制度というものはやはり必要なような気がするわけですが、そういう点でまず二点を伺つてみます。

○政府委員(久宗高君) サンマに限定された経過でございますが、御承知のとおり、この基金ができました数年前には例の五十万トン台が二年続きまして、ほんとうのいわゆる大漁で水産庁あげての大問題になったわけでございます。もちろん国会におかれましては、これはもう一つおけない

ということであるいろいろな論議がございまして、たしか三十四年からでございますけれども、いわゆる予算措置で年々この種のものをやっておったわけでございます。たまたま非常にフレがある漁況でございまして、予算を準備いたしましたところ、その年は要らないというようなことが二、三回繰り返されて、そういうことで非常に予算処理上も困るし、また、少なくともそのときの感覚でいえば四、五十万トンのものは必ずくるといったような状況でございましたので、調整組合法と組み合わせられて基金の出資体制がサンマを中心に動き出しまして、それと同時に基金ができたわけでございます。

そこで、もちろん政府といたしましては、この法案の最初に書いてございまして、いわゆる多獲性魚についてこの種のものを推し進めていく必要がございまして、いろいろ検討をいたしましたわけでございますが、たとえばサバなんかにつきましては、当時といたしましては比較的漁獲量が少なかったという問題がございまして、価格もやはり相当堅調であつたということ、ちょうど非常な経済の成長期でもございました点もあると思ひますが、そういうようなことで、かりに問題があらうとしたとしても、たとえば一斉にある時期休漁してしまえばそれでもって事足りるのではな

いか、そのためにわざわざ非常な金を積んで漁港に入つてまいりますのを散らすということまでやらなくてもよからう、こういうふうな感覚がまき網関係にはあつたようでございます。

それからイカにつきましては、何と申しまして非常に零細経営でございましてと数が多うございまして、いわば基金に加入するといったようなことが非常に困難な業界、またまの非常にしにくい業界でございまして、そういうふうな意味の出資体制を整えるということが非常に困難だといったようなこともございまして、その間にだんだん時期が推移いたしました、三十七年には発動いたしましたけれども、三十八年以降はほとんど発動しなくなるといふようなことで自然に活動が

鈍つてしまったという経過がございまして、そういう経過がございまして、法案自体いたしましては、あくまで多獲性魚を対象といたしまして調整組合を中心にしていろいろなことのできる体制にはございまして、これを発動いたしましたときの何といつても中心はやはりサンマでございましてのが全く漁況が変わつてまいりましたのと、それから、その後におきまして先ほど御説明しましたような貯蔵設備その他が相当できてきたことと関連いたしまして、このような体制で進むべきかどうかということが実は問題になつたわけでございます。

それから、もちろん、今回、公団、事業団と関連いたしまして、御指摘のあつた、どの機関からの御指摘でも、魚価安定そのものについての機能が必要であるということほどの機関も述べておられるわけでありまして、ただ、いまのような形で基金がいくのはまずいのではないかと、しかし、そうかといつて魚価安定の必要性は全く認めないわけでもないし、特に多獲性魚についてはもっと総合的な対策が必要ではないかといふことを繰り返して御指摘もあり、私どももそう思つておるわけでありまして、そこで、いろいろな経緯を経てこまごまいろいろいたしました、サンマ自体が非常に事態が激変しておりますので、やはりこれにこだわつて本格的な取り組みができないよりは思い切つてここで切りかえて本式な取り組みをしたいといふこと、実は踏み切つたわけでございます。

なお、御指摘の漁船の能力の問題と漁獲努力がふえてまいります問題でございますが、たしか資料でも御説明いたしましたように、階層別に申しますといろいろな動きがあるわけでございます。必ずしも統一に読み切れないわけでございますが、一応私どもで判断いたしておりますのは、サンマの専門という形は少ないわけでございます。ことに、最近のように各種の漁業関係が資源的に若干の問題が出て詰まっておりますと、いわゆる裏作の問題が出るわけでございます。サンマにおきましてもサケ・マス裏作でございまして

と

か、カツオ・マグロの製作関係になるもの、いろいろございます。そちらのほうはそちらのほうでひとつの近代化なり、大型化という問題が進行いたしまして、そののはね返りでサンマを見ますと、非常にばらつきが出るわけでございますが、全体としては近代化、大型化が大勢でございますので、そういう問題はあろうかと思ひます。ただ、大きく分けて、いわゆる回遊性のものから来てしまったものはとらざるを得ないという漁業の種類と、ある程度人為と申しますか、こつちがとるつもりでとつてそのとりつづりが行き過ぎて価格関係に大きく影響するもの、この二つあると思うのであります。この二つの仕事をよほどうまくいたしませんと問題があるのではないかと、ふりに考えております。

○任田新治君 大体様子はわかりましたが、そこでサンマ以外の団体のほうで、端的に申しまして、今度の解散の法律案というのはどうも残念だというふうな考え方であるのか、あるいはまた、腹の中ではそうではなくて、あんなのはもうなくなつたほうがいいのだというふうに考えておられるのか、その点どうですか、端的にひとつお答え願ひたい。

○政府委員(久松高君) のど元過ぎれば熱さを云々という感じが実はあるわけでございます。しかし、実感といひましてはサンマの関係の方々でいへば、これができました当時は全くたいへんなことであつたわけでございます。大騒ぎをしてつくつて動かしたわけでございますが、まさかその後におきましてこれだけ大きく漁況が激変するといふふうには実は考え及ばなかつたわけでございます。役所におきましても業界においてもそうだと思います。そういうことからみましてサンマにつきましてはその後の経過があつたやうに非常に激変いたしておりますのと、若干の間に逆に設備のほうが相当進みました関係もございまして、いまのような形であくまでやらなければならぬといふようにはサンマに御関係の方々も率直に申しまして考えておられませんか。しかし、あ

あいうものがあるからこそ安心してできたのである、全然こういふものがなくなつてしまふといふことは、もちろんこれはサンマの場合に困るし、いまの基金の現状の形で無理やりにやるか、それともあれはたん打ち切つてでも、本格的にもう一回多獲性魚の問題に取り組んだほうがいいのではないかと、私どもの聞きまじした大勢の感じでございます。

それから他の漁業種類の方で、理論的にはこの基金に参加できる方たちも、その後の基金の運用を見まして、やはりもう少し、たとえばやり方をそれぞれの漁業種類に合った形を考えてやつたほうがよろしいのではないかと、つまりいまの基金の形のまま残して、それに新たに拠出をして入つてこようという御希望は必ずしもないように見受けておるわけでございます。さうな点を考えまして、業界としての全体の感じであれば、それからまたサンマの漁況の非常な変化、経緯、これまでの少なくとも数年の見通しからいへば、早急にまた大騒ぎするという形にも客観的には見えませんが、この若干の時間を利用いたしまして、もう一度本格的な取り組みをしてみたい、こう思つておるわけでございます。

○任田新治君 今度の法律案が通るとすればさうそく解散ということになる。それから清算人をきめて清算事務に入るといふことになるんですが、私自身いろいろ過去の経験からいまして、ある団体が解散するといふことになつて、その解散がきまつてから財産の処理のしかた、清算のしかた、そういうこととたいへんひまがかかつて、しまひには、一体清算人がそれでめしを食つていだけじやないかといふやうな印象を受けた経験がありますので、この際お聞きをしたいと思います。大体この安定基金の制度ができてから年々人件費なり事務費なりといふやうなものがどの程度使われてきたか、それから今度解散になるとすれば、清算人を筆頭に何人かの人がさらに事務をとるわけですが、そういうのは一体どのくらい金額に考えられるのか、また解散の事務が終わ

るといふやうな時期がどのくらいを目標にしておられるか、こういう点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(久松高君) 先ほどもちよつと触れましたように、この基金がそういう形でできました経緯もございまして、非常に限定いたしましたごく少数精鋭でやるというたてまえてまいつたわけでございます。それでございまして、逆にこの整理法が問題になりました当時には、役員が一人で職員が何人しかいない機関であるといふやうな御指摘を受けたのであります。むしろ私はその御指摘があたりまえなんであつて、よけいな人を置いたわけじゃございません、ほんとうの最小限度の人でやつてまいつたわけでございます。経費といひましては四十二年度あたりで申し上げますと、役員員の給与、事務費その他合せて六十五万程度で処理をいたしましたわけでございます。そこで今度解散の法律がかりに通るといひまして、私どももいたしましてはできるだけ早く処理をいたしたいと思つておるわけでございます。もちろんこれには都道府県の拠出資の關係もございまして、また関係漁民の出資もございまして、きわめて慎重に扱う必要があるかと思ひますが、そもそもこういう法案を出すか出さぬかにつきましては、一応それぞれの御意向を相当突つ込んで伺つておりますので、法律が通りますと、あとは農林大臣が清算計画を定めることになつておりますので、私どももいたしましては、これをただべんべんと残すといふことではなくて、すでに大半が実質的には御了解がついておりますので、早急に清算事務を処理いたしまして、おそくとも五六月以内には完全に終結ができるやうな形に運用してまいりたいと思つておるわけでございます。実際にはこれ以上にもつと早くできるのではないかと思ひますが、いづれにいたしましても財産処分の問題がございまして、相当やはり慎重に、内容、形式もきちんとしてやりまして処理に当たりたいと思つております。大体そういうことでございます。

○任田新治君 まあ額はさう大きくはありませんが、なるだけ早く始末をするといふことが必要だと思ひます。そこで政府の出資額、政府のほうでは清算が始まると出資額を限度にして分配をするといふ話があるようですが、大体清算事務をやるその上での剰余金が出るわけですが、一方分配の方針と同時に、いままでやつてきた業務に類似する業務をやつてみたいといふやうなことが書いてあるわけですが、先ほどの長官のお話のように、いまこれを解散しても、それにかわるということ、ないしは大規模な魚類安定の方針といふものは一応ないんだというお話であると思へば、まあわれわれとしてはこれに類する仕事をするんだといふやうなことに勢い関心が向くわけなんです、さういふものがあつたらしく大まかにけつこうですからお話を聞かしていただきたい。

○政府委員(久松高君) 先ほど残余財産の処分と関連いたしまして、一応御説明したわけでございますが、何ぶんにもこういう形の解散を予想しておりませんでしたのと、それから多獲性魚の問題といふのは年々むしろ持ち出しになるぐらゐな気持ちでございましたので、出資額を限度として処理するといふことで、このやうな残余財産が出るということはほとんど感覚的にも考えてなかつたわけでございます。たまたまこゝろの形になつたので、国と都道府県それから関係漁業関係者といふことでございまして、出資相当分までのところはそれに基つて返しまして、あとさつと四千万円ほど残るわけでございます。一つの考え方としては、これだけむだづかいもせず、利子がたまつておつたわけでございまして、それをそっくりもらつてもいいという感じもあつたわけでございますが、少し欲ばつて考えますと、たまたまサンマに限定せざるを得ないいろいろな経緯もありましたけれども、魚類安定といふことに基本的に取り組むといひますと、けた違いにもっと金をはしいといふ気持ちもございまして、返すのならばかり返して、要るときは取らうと

いう気持ちであるわけでありまして。ただ先ほども申しましたように、海況、漁況の問題もございまして、不測のことはあるべしということ、またサンマの関係それ自体といたしましてはせっかく集めた金で散らしたくない、もっとしっかり全体の組み立てができれば、それに乗っていききたいというお気持ちで、これを分けてしまってお気持ちは関係者の中にもないわけでございます。

そこでまたサンマのほうの社団法人が予想されておりますので、そこが過渡期におきます機能と並びに現在までやっております程度のことならば、できる範囲にとどめてやっておつて、そこにうまくいけば新しい機構ができて、それに合流するといふ形をとりたいという、きわめて実際的な考え方で、かような処分を考へておるわけでありまして。国に入るといふのは、どうも私もあまり何か釈然としないのであります。これはいゝわば類似の目的には使用できませんが、類似の目的以外には使えませんので、これ以上の金をかりに回して、使途が限定されますので、いゝわば実益がないという問題もございまして。そこで最限度必要なものをとりまして、あとはちゃんと返したぞといふことにおきまして、いいものができたらもっとけた違いにほしいというのが率直な気持ちでございます。

○任田新治君 いま類似の仕事ということになつても基金の運用だけに限つていふことではあります。けさはいただいた資料を拝見しますと、ずいぶん十年間というか、九年間の間に冷蔵施設とかあるいは凍結の施設、あるいは倉庫の数もふえるし、能力もふえてきているのですが、この安定基金の中の役割りというものがあつたか、なかつたかもしれないけれども、一方においてこういう資料を出されているといふことは、この冷蔵庫あるいは凍結の倉庫というものが相当の安定の面での役割りを占めているから出されたのだといふふうにも解釈しているのですが、この方面で多獲性のものが水揚げされた場合に、相当の役割りを果たしておつたと思ひます。そういうふうな

面についてこれからの魚価安定の対策としてどんな考へ方を持つて進めますか、これをお伺ひしたい。

○政府委員(久宗高君) 御質問の趣旨がちょっとのみ込めないものであります。いまの冷蔵施設その他も魚価安定に寄与したので、そういう方面にもあれしうかがかかるといふ御質問でございます。うか、あるいはそういう御趣旨かと思つてあります。実際問題といたしまして発足の経緯からも国が出した以外に県が出し、関係者が出した大部分のものはサンマが中心であつたわけでありまして。おそろく県でこれに寄与されたのもそういう趣旨が多かつたと思ひますので、一般的に申し上げれば多少そういうことも考へ得ると思つたのであります。現実の問題といたしましてはやはりサンマについて今日まで基金がやつてまいりましたものに限定せざるを得ないと思つたわけでございます。これを一般的に広げますと非常に抽象的になりまして区分にも問題があるかと思ひますので、やはりサンマについて支出したこの基金が活動してまいりましたもの、その自体を対象において新しい社団法人にその機能を持続させるのに必要な資金だけに限定する、こうしたわけでございます。いろいろな考へ方があるかと思つたのであります。一応法制局その他にも当たつてみまして、さうな厳密な解釈がよろうといふこととございまして、さういふふうに限定して考へたいと思つたのであります。なお冷蔵施設その他につきましてはこれは別途一連の施策をとつてやつていくわけでございます。これにつきましても、増額ももちろんしたいし、またその運用につきましても先ほど来ちよつと申し上げておりますような一種の冷蔵庫と申しますか、ネットワークのできるようなものを頭に置いて今後考へてまいりたいと思つていふわけでございます。

○委員(長(和田鶴一君) 本案についての質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月二十二日)
一、魚価安定基金の解散に関する法律案

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月二十四日)
一、競馬法の一部を改正する法律案(衆)

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

第四十一条 特別区の存する区域内に地方競馬場が存在する場合に、当該地方競馬場が存在する特別区を除くその他の特別区は、当分の間、第一条第二項第二号に掲げる市町村とみなす。

第四十二条 都道府県は、昭和四十三年度及び昭和四十四年度に限り、第二十三条の三の規定にかかわらず、その区域内の市町村で昭和四十二年度において競馬法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八十三号)附則第七条の規定により第一条第二項の規定による指定を受けたものとみなされて競馬を行なつたもの(指定市町村であるものを除く。以下「競馬廃止市町村」という。)から申請があつた場合には、当該競馬廃止市町村に対し、競馬廃止市町村の競馬の施行の廃止に伴う急激な収入の減少による財政上の影響を緩和するため、政令で定めるところにより、農林大臣の指定を受けて開催した競馬の収益として算出される額の一部に相当する金額を交付することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、

し、附則に第四十二条を加える改正規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四月二十六日子備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農地法の一部を改正する法律案

農地法の一部を改正する法律案

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 国からの売渡(第三十六条第四十三条)」を「第五節 国からの売渡(第三十六条第四十三条)を第六節 和解の仲介(第四十三条第六節)」と改題する。

第三十六条「第四十三条」を「第六節 国からの売渡(第三十六条第四十三条)」と改題する。

第三十七条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第三十八条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第三十九条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第四十条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第四十一条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第四十二条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第四十三条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第四十四条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第四十五条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

第四十六条「第六十一条」を「第七十五条」と改題する。

賃借権をいう。以下同様とする。を移転した個人（その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となつてゐる個人以外のものを除く。）又はその一般承継人（省令で定めるものに限る。）

その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせてゐる個人

その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に關し次条第一項又は第七十三條第一項の許可を申請してゐる個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

その法人の事業に常時従事する者（前項に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。）

三 前号イ、ロ又はハに掲げる者であつてその法人の常時従事者たる構成員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）であるものが、農事組合法人にあつては理事、合名会社又は合資会社にあつては業務執行権を有する社員、有限会社にあつて取締役の数の過半を占めること。

第三條第一項中「使用賃借による権利若しくは

は賃借権については」を「個人がその住所のある市町村の区域内にある農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合（政令で定める場合を除く。）には」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第二号中「設定され」の下に「又は第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて草地利用権が設定され」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第七十五條の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

第三條第一項第七号中「遺産の分割により」を「遺産の分割、民法（明治二十九年法律第八十九號）第七百六十八條第二項（同法第七百四十九條及び第七百七十一條で準用する場合を含む。）の規定による財産の分与に關する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八條の三の規定による相続財産の分与に關する裁判によつて」に、「取得され」を「設定され、及び移転され」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）第二百五十二條の第十九項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）が古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法（昭和四十一年法律第一號）第十九條の規定に基づいてする同法第十一條第一項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

第三條第二項中「左の」を「次の」に、「但し、」を「ただし、民法第二百六十九條ノ二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十條第二項に規定する事業を行なう農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利を取得されることとなるとき、並びに」に、「及び第三号から第五号まで」を、「第四号、第五号及び第八号」に、「政令」を「政

令」に改め、同項第一号中「農業生産法人」の下に「（以下この号で「小作農等」という。）」を、「場合」の下に「（その小作農等がその小作農等以外の者に對し所有権を移転することにつきその許可の申請前六箇月以内に同意した小作地又は小作採草放牧地とその同意した旨が書面において明らかであるものについてその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合並びに強制執行、競売又は国税徴収法（昭和三十三年法律第四十七號）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。以下「国税滞納処分等」という。）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放牧地についてその強制執行、競売又は国税滞納処分等によりその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合を除く。）」を加え、同項第二号中「及びその世帯員がその農地又は採草放牧地を」を「又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべて」に、「行なわれないと認められる」を「行なうと認められない」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 耕作又は養畜の事業の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

第三條第二項第五号中「（農業生産法人を除く。）」を削り、「現に耕作の事業に供してゐる」を「その取得後において耕作の事業に供すべき」に、「現に耕作又は養畜の事業に供してゐる」を「その取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき」に、「三十アール」を「五十アール」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第三十六條又は第六十一條の規定により売り渡された農地又は採草放牧地であつてその売渡後十年を経過しないものにつき地上権、永小作権、質権、使用賃借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同様とする。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の構成員がその土地につきその法人のために使用収益権を設定しようとする場合を除く。）

第三條第二項第七号中「行なう」を「一時貸し付けようとする場合」を「一時貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供するため貸し付けようとする場合」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経営の状況、その住所からその農地又は採草放牧地までの距離等からみて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができるか認められない場合

第四條第一項中「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同項第一号中「第七條第一項第三号」を「第七條第一項第四号」に改める。

第五條第一項中「こゑる農地」の下に「又はその農地とあわせて採草放牧地」を加え、「但し、左の」を「ただし、次の」に改める。

第六條の見出し中「及び小作採草放牧地」を削り、同條第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第一号中「（採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。）及び「又は小作採草放牧地」

を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第二項及び第三項中「又は小作採草放牧地」を削り、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第五項中「又は小作採草放牧地以外の採草放牧地」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、「又は養畜」を削り、「小作地又は小作採草放牧地」を「小作地」に改め、同条第六項中「次条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「次条第一項第二号から第十二号まで」に改め、「又は小作採草放牧地」を削る。

第七條第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「又は自作採草放牧地」、「採草又は家畜の放牧」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「又は採草放牧地」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 農地の所有者（法人を除く。）若しくはその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した時の住所の属する市町村の区域内において所有する小作地（次号から第十二号までに掲げる小作地以外の小作地で、その所有者又はその者の配偶者若しくはその者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその廃止前通じて政令で定める一定期間所有していたものに限る。）であつてその面積の合計がその住所の属する都道府県について前条第一項第二号の別表で定める面積（同号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたもので、その確認後引き続き小作地であるもの

に限る。）又はその小作地の所有権をその廃止の時の所有者から承継した一般承継人（省令で定めるところにより当該一般承継人である旨の農業委員会の確認を受けたものに限る。）がその承継後引き続き所有しているその小作地

第七條第一項第八号中「常時従事者たる」を削り、「所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある」を「所有する」に改め、「又は小作採草放牧地」及び「又は養畜」を削り、同号の次に次の二号を加える。

八の二 農業協同組合がその組合員の行なう耕作又は養畜の事業に必要な施設の用に供している小作地

八の三 農業協同組合第十條第一項に規定する事業を行なう農業協同組合がその所有者（法人を除く。）から同項の委託を受けて当該事業に供している小作地

第七條第一項第九号中「又は小作採草放牧地」を削り、同項第十一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「若しくは採草放牧地」、「又は採草放牧地」及び「又は小作採草放牧地」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十一 府県（指定都市を含む。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一條第一項の規定による買入れ（同法第十九條の規定に基づいてする同法第十一條第一項の規定による買入れを含む。）をして引き続き所有している小作地

第七條第四項及び第五項を削り、同条第三項中「農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は」を削り、「その法人の常時従事者たる構成員」を「その法人の構成員」に改め、「又は小作採草放牧地」を削り、「その常時従事者たる構成員」を「その構成員」に改め、「又は養畜」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号、第三号及び第五号」を「第一項第三号、第四号及び第六号」に

改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、同号の規定による農業委員会の確認を受けた小作地が小作地でなくなつた場合において、その小作地でなくなつた後一年以内に再び小作地となつたときは、その小作地は、当該確認後引き続き小作地であつたものとみなす。

第八條第一項各号列記以外の部分中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、「前条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「前条第一項第二号から第十二号まで」に改める。

第九條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又は小作採草放牧地」を削る。

第十條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に改める。

第十四條第一項中「及び採草放牧地」を削る。

第十五條の見出し中「旧自作農創設特別措置法により」を「國が」に改める。

第十五條の二第二項中「常時従事者たる」を削る。

第十六條第一項中「農地又は採草放牧地」を「小作地又は小作採草放牧地」に改める。

第十八條第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第十九條中「期間の定め」を「期間の定め」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、水田農作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの及び第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五條の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五條の二第二項から第五項まで及び

第七十五條の三から第七十五條の六までの規定によつて設定されたものに限る。次条第一項第四号と同様とする。）に係る賃貸借については、この限りでない。

第二十條第一項中「申入」を「申入れ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合（その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行なわれる場合又は民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃貸借（解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更して十年以上としたものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く。）又は水田農作を目的とする賃貸借につき行なわれる場合

四 第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて設定された草地利用権に係る賃貸借の解除が、第七十五條の九の規定により都道府県知事の承認を受けて行なわれる場合

第二十條第二項中「左に」を「次に」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前項第一号の規定の適用については、同号の規定による農業委員会の確認を受けた小作地が小作地でなくなつた場合において、その小作地でなくなつた後一年以内に再び小作地となつたときは、その小作地は、当該確認後引き続き小作地であつたものとみなす。

第八條第一項各号列記以外の部分中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項第一号中「又は小作採草放牧地」を削り、同項第二号中「又は小作採草放牧地」を削り、「前条第一項第五号、第六号、第八号及び第九号」を「前条第一項第二号から第十二号まで」に改める。

第九條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又は小作採草放牧地」を削る。

第十條第一項中「又は小作採草放牧地」を削り、「左に」を「次に」に改める。

第十四條第一項中「及び採草放牧地」を削る。

第十五條の見出し中「旧自作農創設特別措置法により」を「國が」に改める。

第十五條の二第二項中「常時従事者たる」を削る。

第十六條第一項中「農地又は採草放牧地」を「小作地又は小作採草放牧地」に改める。

第十八條第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第十九條中「期間の定め」を「期間の定め」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、水田農作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの及び第七十五條の二から第七十五條の七までの規定によつて設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五條の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五條の二第二項から第五項まで及び

め、同項第四号中「かつ」を削り、「採草放牧地を主としてその労働力により」を「採草放牧地のすべてを」に改め、「行なうことができる」との下に「認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事する」とを加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「申入」を「申入れ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行なわれた場合には、これらの行為をした者は、省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

(小作料の定額金納)

第二十一条 小作料を定める契約では、小作料として定額の金銭以外のものを支払い、又は受領する旨の定めをしてはならない。

2 前項の規定に違反する定めは、その効力を生じない。

第二十二條を削り、第二十三條第一項中「若しくは受領し、又は第二十一條第一項の規定により農業委員会が定めた額をこえて支払い、若しくは」を「又は」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(小作料の増額又は減額の請求権)

第二十三條 小作料の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比較して不当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向つて小作料の額の増減を請求することができ、ただし、一定の期間小作料の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従ふ。

2 小作料の増額について当事者間に協議がととのわなるときは、その請求を受けた者は、増

額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額のの小作料を支払ふことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払つた額に不足があるときは、その不足額に年一割の割合による支払期後の利息を附してこれを支払わなければならない。

3 小作料の減額について当事者間に協議がととのわなるときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額のの小作料の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた小作料の額をこえるときは、その超過額に年一割の割合による受領の時から利息を附してこれを返還しなければならない。

第二十四條の見出しを削り、同条中「小作料の額が」の下に「不可抗力により」を加え、「こえるとき」を「こえることとなつたとき」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(小作料の標準額)

第二十四條の二 農業委員会は、その区域内の農地につき、その自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、その区分ごとに小作料の額の標準となるべき額(以下「小作料の標準額」という。)を定めることができる。

2 農業委員会は、小作料の標準額を定めるに当たつては、前項の区分ごとにその区分に属する農地につき通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。

3 農業委員会は、小作料の標準額を定めたときは、これを公示するとともに都道府県知事に通知しなければならない。

(小作料の減額の勧告)

第二十四條の三 農業委員会は、小作料の標準額を定めた場合において、契約で定める小作

料の額がその小作料に係る農地の属する前条第一項の区分に係る小作料の標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、省令で定めるところにより、当事者に対し、その小作料を減額すべき旨を勧告することができる。

第二十五條の見出し中「文書化」の下に「及び通知」を加え、同条中「明らかにするとともに、その写を農業委員会に提出し」を「明らかにし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 農地又は採草放牧地の賃貸借契約の当事者は、その契約を締結したときは、省令で定めるところにより、その存続期間、小作料の額及び支払条件その他の事項を農業委員会に通知しなければならない。これらの事項を変更したときもまた同様とする。

第三十三條第一項中「明治三十一年法律第十五号」を削る。

第三十四條第一項中「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分(その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。)」を「国税滞納処分等」に、「滞納処分を行ふ」を「国税滞納処分等を行なう」に改める。

第三十六條第一項中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行つて」を「行なつて」に、「行ふ」を「行なう」に改め、同項第二号中「採草放牧地」を「農地又は採草放牧地(その土地が小作地又は小作採草放牧地である場合にあつては、現に共同利用されているものに限る。)」に改め、「農業協同組合」の下に「農業協同組合連合会」を加え、同条第二項中「第十四條第一項の下に」を「第十五條第二項、第十五條の二、第八項及び第十六條第二項で準用する場合を含む。」を加え、「以下」を「当該売り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のためあわせて所管又は所屬管を受けたものを含む。以下」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第六節 和解の仲介

(農業委員会による和解の仲介)

第四十三條の二 農業委員会は、農地又は採草放牧地の利用関係の紛争について、省令で定める手続に従い、当事者の双方又は一方から和解の仲介の申立てがあつたときは、和解の仲介を行なう。ただし、農業委員会が、その紛争について和解の仲介を行なうことが困難又は不適当であると認めるときは、申立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行なうべき旨の申出をすることができる。

2 農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する三人の仲介委員によつて行なう。

(小作主事の意見聴取)

第四十三條の三 仲介委員は、第三條第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第二十二條第一項本文に規定する事項について和解の仲介を行なう場合には、都道府県の小作主事の意見を聞かなければならない。

2 仲介委員は、和解の仲介に關して必要があると認める場合には、都道府県の小作主事の意見を求めることができる。

(仲介委員の任務)

第四十三條の四 仲介委員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

(都道府県知事による和解の仲介)

第四十三條の五 都道府県知事は、第四十三條の二第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行なう。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、小作主事その他の職員を指定して、その者に和解の仲介を行なわせることができる。

3 前条の規定は、前二項の規定による和解の仲介について準用する。

(政令への委任)

第四十三條の六 この節に定めるもののほか、和解の仲介に關し必要な事項は、政令で定める。

「第三章 未墾地等の買取及び売渡」を「第三章 未墾地等」に改め、第三章に次の一節を加える。

第三節 草地利用権

(草地利用権の設定に關する承認)

第七十五條の二 市町村又は農業協同組合は、その住民又は組合員で養畜の事業を行なうものの共同利用に供するため、家畜の飼料とするための牧草の栽培(その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと一体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地についての家畜の放牧を含み、その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がその土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限り)を目的とする土地についての賃借権(以下「草地利用権」という)を取得する必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受け、土地の所有者及びその土地に關し権利を有するその他の者(その土地の定着物の所有者及びその定着物に關し権利を有するその他の者を含む。以下「土地所有者等」という)に對し、草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利又は定着物がある場合にはその権利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物の取去に關する協議を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、省令で定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る土地が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その土地が、自作農の創設の目的に供されるところならば、第四十四條第一項第一号に掲げる土地として同條の規定による買取をすることができると認められるものであること。

二 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つて共同利用に供することが、その地域における農業経営の状況等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適當であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県開拓審議会並びに省令で定めるその他の者の意見を聞かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

(裁定の申請)

第七十五條の三 前條第一項の協議がととのわぬ、又は協議を受けることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の取去に關し都道府県知事に裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第七十五條の四 都道府県知事は、前條の規定による申請があつたときは、省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書

において、その者の有する権利の種類及び内容の他の省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第七十五條の五 都道府県知事は、第七十五條の三の規定による申請に係る土地(その土地の定着物を含む)の利用の状況並びにその申請に係る土地所有者等のその土地(その土地の定着物を含む)の利用計画及びその達成の見通し等を考慮してもなおその申請をした者がその土地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる権利の行使を制限し、若しくはその権利を消滅させ、若しくは定着物を取去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積

二 草地利用権の内容

三 草地利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 権利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、権利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を取去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

一 行使を制限すべき権利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間

二 消滅させるべき権利の種類及び内容並びにその消滅の期日

三 取去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその取去を完了すべき期限

四 権利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の取去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲を超えてはならない。

第七十五條の六 都道府県知事は、前條第一項の裁定をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 前條第一項の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定を申請した者とその申請に係る土地所有者等との間に協議がととのつたものとみなす。

(存続期間の更新等)

第七十五條の七 第七十五條の二第一項又はこの項の承認を受けて協力がととのつたこと(前條第二項(次項で準用する場合を含む)の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む)により設定された草地利用権(その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、この項の承認を受けてする協力がととのつたこと(次項で準用する前條第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む)によつてされたものに限る)を有する者は、その草地利用権に係る土地についてその存続期間の満了後引き続き草地利用権による利用をする必要があるときは、省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る土地の土地所有者等に対し、その草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えてする

新たな草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利がある場合にはその権利の行使の制限又は消滅に関する協議を求めることができ、ただし、その更新又は設定による草地利用権の存続期間の満了する日が、その土地につき第七十五条の第二項の承認を受けている協議がととのつたこと（前条第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。）により設定された草地利用権の存続期間の始期から二十年以内でない場合は、この限りでない。

2 第七十五条の第二項から第五項まで及び第七十五条の三から前条までの規定は、前項の承認の申請があつた場合に準用する。この場合において、第七十五条の第二項中「傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況」とあるのは「利用の状況」と、同条第三項中「次の各号に掲げる要件のすべて」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、第七十五条の五第一項中「申請に係る土地（その土地の定着物を含む。）の利用の状況並びにその申請に係る」とあるのは「申請に係る」と読み替へるものとする。

（買い取るべき旨の裁定）

第七十五条の八 第七十五条の第二項又は前条第一項の承認を受けている協議がととのつたこと（第七十五条の六第二項（前条第二項で準用する場合を含む。）の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。以下この節で同様とする。）により設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、前条第一項の承認を受けている協議がととのつたこと（同条第二項で準用する第七十五条の六第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。）によつてされたものに限る。以下この節で同様とする。）の存続期間が三年以上にわたるときは、その草地利用権に係る土地所有者等は、都道府県知事に対し、省令で定める

ところにより、その草地利用権を有する者がその草地利用権に係る土地又はその行使が制限された権利を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。

2 定着物を収去すべき旨の第七十五条の五第一項の裁定を受けたその定着物の所有者は、その定着物を収去するとすればその定着物を従来用いた目的に供することが著しく困難となるとときは、都道府県知事に対し、省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地利用権を有する者がその定着物を買い取るべき旨の裁定を申請することができ、

3 買い取るべき旨の前二項の裁定において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取るべき土地についてはその所在、地番、地目及び面積、定着物についてはその種類、数量及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容
二 買い取るべき土地若しくは定着物の所有権又は権利の移転の期日
三 対価
四 対価の支払の方法

4 第七十五条の五第四項及び第七十五条の六の規定は、都道府県知事が第一項又は第二項の規定による申請に基づき買い取るべき旨の裁定をする場合に準用する。この場合において、第七十五条の五第四項中「第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第七十五条の八第三項第一号及び第二号」と、第七十五条の六中「土地所有者等」とあるのは「土地又は定着物若しくは権利のある土地につき草地利用権を有する者」と読み替へるものとする。

（草地利用権に係る賃借物の解除）
第七十五条の九 第七十五条の第二項又は第七十五条の七第一項の承認を受けている協議がととのつたことにより設定された草地利用

権を有する者が正当な事由がなく引き続き一年以上その草地利用権に係る土地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その草地利用権を設定した者は、その目的に供されていない土地につき、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る賃借物の解除をすることができる。

（草地利用権の譲渡等の禁止）

第七十五条の十 第七十五条の第二項又は第七十五条の七第一項の承認を受けている協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者は、その草地利用権を譲渡し、又はその草地利用権に係る土地を貸し付けることができない。

第八十一条中「又は売渡」を、「売渡又は裁定」に改める。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（違反取用に対する処分）
第八十三条の二 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号の一に該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条、第五条又は第七十三条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の規定に違反した者又はその一般継承人
二 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に附した条件に違反している者
三 前二号に掲げる者から当該違反に係る土地について工事その他の行為を請け負つた者又はその工事その他の行為の下請人

四 詐欺その他不正な手段により、第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとるべきことを命じようとするときは、あらかじめ、その処分又は措置を命ずべき者に弁明の機会を与えなければならない。

第八十四条の見出し中「又は小作採草放牧地」を削り、同条中「及び小作採草放牧地」を削る。

第八十五条第四項中「又は第七十二条第二項」を「若しくは第七十二条第二項」に、「又は使用令書の交付」を「若しくは使用令書の交付又は第七十五条の三（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の八第一項若しくは第二項の規定による申請に対する裁定」に改め、「対価」の下に「借賃」を加え、同条第七項中「及び第二十一条第一項の規定による小作料の最高額の決定」を削る。

第八十五条の三の見出し中「対価又は補償金」を「対価等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「対価」の下に「借賃」を加え、同項に次の一号を加える。

七 第七十五条の五第二項第四号（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）に規定する借賃、第七十五条の五第三項第四号（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）に規定する補償金又は第七十五条の八第三項第三号に規定する対価
第八十五条の三第二項を次のように改める。

2 前項第一号から第六号までに掲げる対価又は補償金の額についての同項の訴えにおいては、国を、同項第七号に掲げる借賃又は補償金の額についての同項の訴えにおいては第七十五条の三（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）の規定による申請をした者又はその申請に係る土地所有者等であつた者を、同号に掲げる対価の額についての前項の訴え

においては第七十五條の八第一項若しくは第二項の規定による申請をした者又はその申請に係る裁定によつて土地、権利若しくは定着物を取得した者を、それぞれ被告とする。

第九十條第一項中「但書」を「ただし書」に、「この法律の適用」を「この法律（第二章第六節を除く。以下この項で同様とする。）の適用」に改める。

第九十一條中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の」を削る。

第九十二條中「第二十三條」を削る。

第九十三條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中「第四十九條」を「第二十二條又は第四十九條」に改め、同條に次の一号を加える。

三 第八十三條の二第一項の規定による農林大臣又は都道府県知事の命令に違反した者本則に次の一條を加える。

第九十五條 第二十五條第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、一万円以下の過料に処する。

別表を次のように改める。

都道府県名	小作地の面積
北海道	四・〇ヘクタール
青森県	一・五ヘクタール
岩手県	一・一ヘクタール
宮城県	一・四ヘクタール
秋田県	一・四ヘクタール
山形県	一・三ヘクタール
福島県	一・一ヘクタール
茨城県	一・一ヘクタール
栃木県	一・二ヘクタール
群馬県	〇・九ヘクタール
埼玉県	〇・九ヘクタール
千葉県	一・一ヘクタール
東京都	〇・七ヘクタール

神奈川県	〇・七ヘクタール
新潟県	一・〇ヘクタール
富山県	一・〇ヘクタール
石川県	〇・八ヘクタール
福井県	〇・九ヘクタール
山梨県	〇・七ヘクタール
長野県	〇・八ヘクタール
岐阜県	〇・六ヘクタール
静岡県	〇・七ヘクタール
愛知県	〇・七ヘクタール
三重県	〇・七ヘクタール
滋賀県	〇・六ヘクタール
京都府	〇・六ヘクタール
大阪府	〇・六ヘクタール
兵庫県	〇・六ヘクタール
奈良県	〇・六ヘクタール
和歌山県	〇・八ヘクタール
鳥取県	〇・七ヘクタール
島根県	〇・七ヘクタール
岡山県	〇・五ヘクタール
広島県	〇・七ヘクタール
山口県	〇・六ヘクタール
徳島県	〇・六ヘクタール
香川県	〇・七ヘクタール
愛媛県	〇・七ヘクタール
高知県	〇・八ヘクタール
福岡県	〇・九ヘクタール
佐賀県	〇・七ヘクタール
長崎県	一・〇ヘクタール
熊本県	〇・六ヘクタール
大分県	〇・九ヘクタール
宮崎県	〇・七ヘクタール
鹿児島県	〇・七ヘクタール

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

- 2 この法律の施行前に改正前の農地法（以下「旧法」という。）第三條第一項若しくは第五條第一項又はこれらの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の農地法（以下「新法」という。）第三條第一項若しくは第五條第一項又はこれらの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。
- 3 この法律の施行前に旧法第八條第一項の規定による公示があつた小作地又は小作採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前に旧法第十四條第二項、第十五條第二項又は第十六條第二項で準用する旧法第十一條第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示があつた土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前に旧法第十五條の二第三項の規定による公示があつた農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。
- 6 前三項の規定により従前の例によつて国が買収した土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利は、新法第二章第五節並びに第七十八條及び第八十條の規定の適用については、新法第九條第一項若しくは第二項、第十四條第一項、第十五條第一項、第十五條の二第一項若しくは第二項又は第十六條第一項の規定により国が買収したものとみなす。
- 7 この法律の施行前に成立した合意に基づいてする合意による解約及び十年以上の期間の定めがある賃貸借でこの法律の施行の日において残存期間が十年未満であるもののその残存期間の満了前にする更新をしない旨の通知については、新法第二十條第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行の際現に設定されている地上権、永小作権又は賃借権（その賃借権に係る賃貸借が更新された場合におけるその更新後のものを含む。）であつてその設定の相手方が個人であるものに係る小作料については、この法律の施行の日から起算して十年をこえない範囲内において政令で定める日まで、新法第二十一條から第二十四條の三まで及び第八十五條第七項の規定は適用せず、旧法第二十一條から第二十四條まで及び第八十五條第七項の規定はなおその効力を有する。
- 9 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十一條第一項の基準については、農林大臣は、毎年経済事情等を勘案して検討を加えるものとし、その検討の結果必要があるときは、その基準の変更を行なうものとする。
- 10 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行後にした行為であつて附則第七項の規定により従前の例によることとされるもの及び附則第八項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三條の規定に違反するものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (他の法律の一部改正)
- 11 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第百十條の見出し中「旧自作農創設特別措置法等」を「農地法」に改める。
- 12 自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「行おう」を「行なう」に改め、同項第一号中「行おう」を「行なう」に改め、同項第二号中「（同条第三項に規定する自作採草放牧地をいう。）を（耕作又は養畜の事業を行なう者が所有権に基づいてその事業に供している採草放牧地をいう。）に改める。
- 四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国産食肉輸入禁止解除に関する請願（第三七五四号）

一、農業者年金制度確立に関する請願（第三七八二号）（第三七八三号）（第三七八四号）（第三七八五号）（第三七八七号）（第三七八八号）（第三七八九号）（第三七九〇号）（第三七九一号）（第三七九二号）（第三七九三号）（第三七九四号）（第三七八八号）（第三八六九号）（第三八七六号）（第三八七七号）（第三八七八号）（第三八七九号）（第三八八〇号）（第三八八一号）（第三八八二号）（第三八八三号）（第三八八四号）（第三八八五号）（第三八八六号）（第三八九〇九号）（第三八九四五号）

第三七五四号 昭和四十三年四月十六日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願（一通）
請願者 神奈川県茅ヶ崎市中海岸四ノ一四
ノ二四 関俊夫外五十二名

紹介議員 木村昭八郎君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第三七八二号 昭和四十三年四月十六日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区南希望が丘三五
葛井定男外百九十一万五千六百
八十一名

紹介議員 和田 鶴一君
農業者の老後を保障するとともに、農業の近代化を促進するため、農業者の老後の生活保障、経営若返りの促進及び経営移譲の円滑化を目的とする農業者年金制度の確立を早急に図られたい。

理由

わが国農業は、国民食糧の安定的供給につとめ、経済の高度成長に大きく寄与してきたが、そのにない手である農業者の老後保障はきわめて貧弱である。一方、いまやわが国農業は、近代的経営を育成することが不可欠であるにもかかわらず、それを主体的にうけて立つべき資質の高い経営担当者確保がいよいよ困難になつてゐる。

政府並びに国会は、農業近代化を強力に推進する見地に立つて近代的農業経営の担当者を確保し、農業経営の若返りを促進するとともに、経営移譲の円滑化によつて農業経営の規模拡大を図るため、農政の一環として以上を総合化した農業者年金制度を早急に確立すべきである。

第三七八三号 昭和四十三年四月十六日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七番系
会館内全国農業会議所内 長谷山
行毅外百七万三千三百八十一名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八四号 昭和四十三年四月十六日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七番系
会館内全国都道府県農業者年金制
度確立推進連絡会内 鹿野恵一外
二十万四千二百七十七名

紹介議員 宮崎 正義君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八五号 昭和四十三年四月十六日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七番系
会館内全国都道府県農業者年金制
度確立推進連絡会内 池田齊外二
十一万六千二百三十九名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八七号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 山形県尾花沢市大字丹生一、五九
一ノ一 加藤和

紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八八号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 山形県天童市大字天童甲二四六
土屋伊七

紹介議員 北畠 教真君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八九号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉一、
三八三 根岸倉重

紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七九〇号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 群馬県前橋市下沖町四九一 手島
龜太郎

紹介議員 佐田 一郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七九一号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 山形県鶴岡市大字清水新田甲六五
大戸松兵衛

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七九二号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 群馬県吾妻郡中之条町岩本乙二、
九七六 宮崎貴

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七九三号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 石川県金沢市桂町八五 酒尾孝
之

請願者 新潟県板尾市大字板尾町板尾市役
所内農委古志板尾協議会内 外山
兵衛

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七九四号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 新潟県高田市本城町新潟県上越支
庁内農委中頸城郡協議会内 大原
久之助

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八六八号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 広島市皆実町二ノ八六六 松井洋
三

紹介議員 重政 庸徳君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八六九号 昭和四十三年四月十七日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 鳥取市東町鳥取県農業者年金制度
対策協議会内 井上善一

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八七六号 昭和四十三年四月十八日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 石川県羽咋市新保町 西外居

紹介議員 林屋次郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八七七号 昭和四十三年四月十八日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 石川県金沢市桂町八五 酒尾孝
之

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八八号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 長野県小諸市甲三、九一五 大井 洗

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八九号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 長野県飯山市大字静間六二二坪 根貞良

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八〇号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 高知県南國市甘枝 金堂久喜

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八一号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 青森市大字長島一ノ一青森県農業 青森市長 能登谷喜代衛

紹介議員 佐藤 順造君 津島 文治君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三七八二号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡石橋町二九八 伊 沢敬一郎

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八八三号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚町 三枝鼎

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八八四号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 岐阜市世保五四二 松岡兼吉

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八八五号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 香川県高松市十川西町八九九 小 西教馬

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八八六号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市石橋二四三 中 井一郎

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三八九〇号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 福島県郡山市麓山二ノ一ノ一三 渡辺容忠

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九四五号 昭和四十三年四月十八日受理

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 広島県福山市新浜町四三ノ二 篠原日雄

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

四月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件

を付託された。

一、農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関する臨時措置法案(衆)

農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関する臨時措置法案

農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、固定化負債がある農業者で積極的にその経済の再建を図ろうとするものに對し、農林漁業金融公庫がその固定化負債の整理に充てるための資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、農業者の農業経営及び家計の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「固定化負債」とは、農業者がその農業経営又は生活のために必要な資金を借り入れたために生じた負債(この法律の施行の日前に借り入れた資金に係るものに限る)で、災害その他農林省令で定める事由により償還期限到来後一年を経過してなお償還が困難であると認められるものをいう。

(貸付け)

第三条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という)は、第一条の目的を達成するため、農業者で第六条第一項の認定を受けたものに對し、固定化負債の整理に充てるための資金の貸付けを行なうものとする。

(貸付条件)

第四条 前条に規定する者に対し同条に規定する資金(以下「固定化負債整理資金」という)の貸付けを行なう場合における貸付金の利率は年三分以内、その償還期間(据置期間を含む)は三十五年以内、その据置期間は十年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとし、その貸付金の据置期間中は、無利子とし、その貸付金の一農業者当たりの金額の限度は、

二百万円(法人である農業者にあつては、八百万円)とする。

(貸付金額等の決定)

第五条 公庫は、第三条に規定する者に対し固定化負債整理資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、次条第一項の認定に係る農業経営安定計画を参照して、貸付金額及び償還期間その他の貸付条件を定めなければならない。

(貸付資格の認定)

第六条 固定化負債整理資金の貸付けを受けようとする者は、農林省令で定める手続により、農業経営安定計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の農業経営安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の状況
二 資産及び負債の状況
三 収入及び支出の状況
四 収入及び支出の改善措置の概要
五 前号の措置に必要な資金の額及び調達方法

六 固定化負債整理資金の使用計画及び償還計画

七 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、昭和四十五年三月三十一日までにするものとする。

第七条 都道府県知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつた場合には、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限る、同項の認定をするものとする。

一 農業経営安定計画に記載された前条第二項第四号の改善措置が農業経営及び家計の安定を図るために必要かつ適当なものであること。
二 農業経営安定計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込み

が確定であること。

三 申請者が農業経営安定計画を達成するためには、当該貸付けを受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

(都道府県知事の指導)

第八條 都道府県知事は、固定化負債整理資金の貸付けを受けようとする者又はその貸付けを受けた者(その者の一般承継人を含む)からの申出があつた場合には、その者に對し、農業経営安定計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第三号中「及び附則第二十三項」を「附則第二十三項及び附則第二十五項」に改める。

附則に次の一項を加える。

25 公庫は、昭和四十五年九月三十日までの間、第十八條第一項、第四項及び第五項、第十八條第二項、第十八條第三項並びに附則第二十三項に規定する業務のほか、農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関する臨時措置法(昭和四十三年法律第 号)第三條に規定する資金の貸付けの業務を行なう。

本案施行に要する経費

本案を施行することによる農林漁業金融公庫からの貸付資金額は、約八百億円の見込みである。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業者年金制度確立に関する請願(第三九四九号)(第三九五〇号)(第三九五一号)(第三九五二号)(第三九五三号)(第三九五四号)(第三九五五号)(第三九五六号)(第三九五七号)

第八部 農林水産委員会會議録第十三号 昭和四十三年五月九日【參議院】

三九五五号(第三九五六号)(第三九五七号)

(第三九五八号)(第三五九号)(第三九七五号)(第三九七六号)(第三九七七号)(第三九七八号)(第三九七九号)(第三九八〇号)(第三九八一号)(第三九八八号)(第三九九九号)(第四〇〇〇号)(第四〇〇一号)(第四〇〇二号)(第四〇〇三号)(第四〇〇四号)(第四〇〇五号)(第四〇〇六号)(第四〇〇七号)(第四〇〇八号)(第四〇〇九号)(第四〇一〇号)(第四〇一四号)(第四〇一五号)(第四〇一六号)(第四〇一七号)(第四〇一八号)(第四〇一九号)(第四〇二〇号)

第三九四九号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 富山県射水郡下村加茂 永森繁益
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五〇号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 富山県滑川市大坪新一四九 松井 信勝
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五五号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 富山県射水郡下村加茂 永森繁益
紹介議員 館 哲二君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五六号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五七号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五八号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五九号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六〇号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六一号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六二号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六三号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

農業者年金制度確立に関する請願

請願者 島根県松江市殿町八自治会館内島 根原農業者年金制度対策協議会
高橋英夫
紹介議員 山本 利壽君 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五四号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道蛇田郡豊浦町 加藤惣之助
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五五号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道上磯郡上磯町字清川五二〇 木村藤市
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五六号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五七号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五八号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五九号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六〇号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六一号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六二号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六三号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六四号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九六五号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道室蘭市本輪西町三丁目 竹 中源五郎
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九五九号 昭和四十三年四月十九日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 北海道阿寒郡阿寒町 黒島政市
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九七五号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡蓮田町黒浜一、一 三七 中野金作
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九七六号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 埼玉県越谷市越谷二四一ノ一四 大塚伴鹿
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九七七号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 三重県員弁郡大安町 神谷長一
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九七八号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 三重県上野市安場 浜田九之輔
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九七九号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

第三九八〇号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

第三九八一号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

第三九八二号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

第三九八三号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

第三九八四号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

第三九八五号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

第三九八六号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 神戸市生田区下山手通四丁目兵庫 県農業會議会長 植田八郎
紹介議員 青田源太郎君 岸田 幸雄君

中野 文門君 竹中 恒夫君
稲浦 鹿藏君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九八〇号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 長野県飯田市座光寺九八八 竹内
兵治

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九八一号 昭和四十三年四月二十日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 長野県諏訪郡下諏訪町五、八三九
黒田新一郎

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九九八号 昭和四十三年四月二十二日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 愛知県南設楽郡鳳来町乗本字長筋
七二ノ一 橋本健

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第三九九九号 昭和四十三年四月二十二日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 愛知県津島市本町一丁目 松原巖

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇〇号 昭和四十三年四月二十二日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字上横須賀
新家良平

紹介議員 森 八三一君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇一号 昭和四十三年四月二十二日受理

農業者年金制度確立に関する請願
請願者 愛知県江南市古知野町本町三 青
山金一

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇二号 昭和四十三年四月二十二日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 名古屋市中区和区天白町八事弥生ケ
丘五〇ノ二 豊田一一

紹介議員 横井 太郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三号 昭和四十三年四月二十二日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 名古屋市中守山区大字小幡字山脇一
一六 船本通夫

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇四号 昭和四十三年四月二十二日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 名古屋市中南区星崎町一ノ二〇九
近藤俊雄

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三三三号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 徳島県海部郡日和佐町 鈴木利市

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三四号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 大分市大手町県庁内大分県農業会
議長 岩男仁蔵

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三五号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 宮崎県橋通東二丁目県庁内宮崎県
農業会議会長 吉野房見

紹介議員 温木 三郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三六号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 和歌山市内原一、三一 東方昌
夫

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三七号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 徳島市心神町 吉成俊二

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三八号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 和歌山市小松原通一ノ一県庁内和
歌山県農業会議会長 小野真次

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇三九号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 岡山県久米郡中央町原田 杉山定
香

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇四〇号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 福島県いわき市平長橋町二一上
坂昇

紹介議員 大河原一次君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇四一号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 宮城県仙台市北三番丁一四 佐々
木詮

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

第四〇〇四二号 昭和四十三年四月二十三日受理
農業者年金制度確立に関する請願
請願者 静岡市菅羽町二一五 望月新一

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第三七八二号と同じである。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、国有林野の活用に関する法律案
国有林野の活用に関する法律案

(目的)
第一条 この法律は、林業基本法(昭和三十

九年法律第六十一号)第四条の規定の趣旨に
即し、国有林野の所在する地域における農林
業の構造改善その他産業の振興又は住民の福
祉の向上のための国有林野の活用につき、国
の方針を明らかにすること等により、その適
正かつ円滑な実施の確保を図ることを目的と
する。

(定義)
第二条 この法律において「国有林野」とは、
国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六
号)第二条に規定する国有林野をい、「国
有林野の活用」とは、同法、国有財産法(昭
和二十三年法律第七十三号)、国有財産特別
措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)そ

の他の法令の規定に基づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所管換若しくは所屬替をし、又は国有林野につき部分林契約若しくは共用林野契約を締結することをいう。

2 この法律において「農林業の構造改善」とは、農林業の構造及び林業構造の改善をい、「農業構造の改善」と及び「林業構造の改善」とは、それぞれ、農業基本法（昭和三十三年法律第二十七号）第二条第一項第三号の農業構造の改善及び林業基本法第三条第一項第二号の林業構造の改善をいう。

（国有林野の活用）の推進

第三条 農林大臣は、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、次の各号に掲げる国有林野の活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの（第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、同号に掲げる者に売り払うことを目的とする所屬替を含む。）を積極的に行なうものとする。

一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産の選択的拡大の促進のための農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第一項に規定する農用地をいう。）の造成の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

二 農業を営む個人、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体その他農林省令で定める者

二 前号に掲げる事業の用に供することを目的として譲渡された土地で林業経営の用に供されてきたものに代わるべき土地として林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用

当該譲渡をした者で農林省令で定めるも

三 林業構造の改善の計画的推進のための小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近代化の事業で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用

林業を営む個人で農林省令で定めるもの又は農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第七十二条の八第一項第二号に掲げる事業を行なう農事組合法人、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合その他の小規模林業経営を行なう者が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体で農林省令で定めるもの

四 国有林野の所在する地域の市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住居を有する者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で定めるものの用に供することを目的とする国有林野の活用（前三号に掲げるものを除く）

当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養畜の業務のための採草を行なう者若しくはこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体で農林省令で定めるもの又は当該市町村

五 国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で公用、公共用又は公益事業の用に供する施設に関するものの用に供することを目的とする国有林野の活用

当該事業を行なう者

六 前各号に掲げるもののほか、国有林野の所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上のために必要な事業で山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第八条第一項の山村振興計画に基づくものの用に供することを目的とする国有林野の活用

農事組合法人、農業協同組合、森林組

合、地方公共団体その他農林省令で定める者

2 前項の規定による国有林野の活用は、当該国有林野の位置その他の自然的経済的諸条件からみて合理的なものであるとともに、当該国有林野の所在する地域の経済的又は社会的実情を考慮し、かつ当該地域の住民の意向を尊重したものでなければならぬ。

（国有林野の活用に関する基本的事項の決定及び公表）

第四条 農林大臣は、前条第一項の規定による国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他当該活用の実施に関する基本的事項を定め、これを公表しなればならない。

（国有林野の活用の適正な実施）

第五条 農林大臣は、第三条第一項各号に掲げる者から当該各号に掲げる国有林野の活用を受けたい旨の申出があつたときは、必要な現地調査を行なつて、すみやかに当該活用の適否を決定するとともに、当該活用を行なうに当たつては、用途を指定し、買戻しの特約をつける等当該活用に係る土地の利用が当該活用の目的に従つて適正に行なわれるようにするための必要な措置を講じなければならぬ。

（国有林野の活用を受けた者の義務）

第六条 第三条第一項の規定による国有林野の活用を受けた者は、当該活用の目的に従つて、当該活用に係る土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進に努めなければならない。

（延納の特約）

第七条 農林大臣は、第三条第一項の規定による国有林野の活用で同項第一号から第三号までに掲げるものに該当する土地の売払い又は当該活用に伴う立木竹の売払いをする場合において、当該売払いを受ける者がその代金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、国有財産法第三十一条第一項の規定にか

かわらず、確実な担保を徴し、利息を附し、二十五年以内の延納の特約をすることができ、この場合には、同条第二項及び第三項同項第二号を除く。）の規定を準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「中央卸売市場」を「政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場」に改める。

第三十九条第二項中「安定基準価格で」を削り、同条第三項中「安定基準価格を基準として政令で定める価格で」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団が前二項の規定により買入れれる指定食肉の買入れの価格は、第三条第二項の中央卸売市場において買入れる場合にあつては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において買入れる場合にあつては安定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和四十三年度において適用される指定食肉の安定価格並びに当該安定価格に係る畜産振興事業団の買入れ及び売渡しの業務については、なお従前の例による。

昭和四十三年五月二十一日印刷

昭和四十三年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局